

---

平成26年 第19回 大 刀 洗 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第3日)

平成26年 9月23日 (火曜日)

---

議事日程 (第3号)

平成26年 9月23日 午前9時0分開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員（12名）

1 番	平田 信將	2 番	黒木 徳勝
3 番	後藤 晴一	4 番	平山 賢治
5 番	山田 英敏	6 番	林 威範
7 番	安丸眞一郎	8 番	花等 順子
9 番	平田 一成	10 番	森田 勝典
11 番	山内 剛	12 番	長野 正明

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 福永 康雄

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	安丸 国勝	副町長	……………	佐藤 嘉洋
教育長	……………	倉鍵 君明	総務課長	……………	山本 浩
税務課長	……………	渡邊 康弘	健康福祉課長	……………	川原 久明
地域振興課長	……………	平田 栄一	地域振興課企画監	……………	久次 桂二
産業課長	……………	矢野 孝一	建設課長	……………	重松 俊一
子ども課長	……………	大浦 克司	会計課長	……………	今村 敏則
生涯学習課長	……………	森田 正道	住民課長	……………	須山りつ子
総務課企画監	……………	高良 朝子	総務係長	……………	田中 豊和
財政係長	……………	早川 正一	監査委員	……………	棚町 和幸

---

開議 午前9時00分

○議長（長野 正明） 皆さん、おはようございます。収穫の秋を迎えておりますけども、台風16号の動きも気になるところではございます。本日、また傍聴にお出でいただきまして、ありがとうございます。議会傍聴に関してアンケート等も準備しております。特に御意見の部分については、議会に対する忌憚のない御意見をお聞かせ願えたら幸いかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、ただいまから平成26年第19回大刀洗町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

---

### 日程第1. 一般質問

○議長（長野 正明） 日程第1、これから一般質問を行います。

通告を受けております3番、後藤晴一議員、発言席からお願いいたします。後藤晴一議員。

#### 3番 後藤 晴一議員 質問事項

##### 1. 超高齢者社会を迎え、町の高齢者福祉対策の現状と方向性について

○議員（3番 後藤 晴一） 皆さん、おはようございます。3番、後藤晴一でございます。議長の許可を得ましたので、通告に従い質問させていただきます。

町長に質問でございますが、超高齢者社会を迎え、町の高齢者福祉対策の現状と方向性について質問させていただきます。

我が国は、国民の4人に1人が65歳以上という超高齢者社会を迎え、2050年には3人に1人が65歳以上になることが推計されています。福岡県におきましても、26年4月1日現在での高齢者人口及び高齢化率の推移が示されております。町長におかれましても、今月の広報たちあらいで、「人口減少化社会を見据えて」と題して人口問題の国の動きに目を向けながら、子育て世代の定住促進を初め、今後の町の施策推進についての決意が述べられておりますが、御認識のとおりでございます。

少子高齢化社会と言われて久しく、人口減少問題とあわせて少子化と高齢化問題は常にセットで社会問題として取り上げられており、大きな問題であります。特に人口減少社会の中で、高齢化の進展は医療費の増大や介護保険の増額などの問題が、全国の多くの自治体で喫緊の課題となっています。今後の施策推進のためには、現状を分析し、国の動きにも注視し、方向性を立てることは基本であり、基礎であると考えます。そこで、町の高齢者福祉対策に絡む対象人口、介護

保険制度の利用状況、特別養護老人ホーム、養護老人ホームの状況、国が示している介護保険制度の改正に対する考えなど4項目について一括で質問をいたします。

質問事項の養護老人ホームの入所状況と一部の項目については、決算特別委員会の質疑、御説明の項目と一部重複するところもございますが、全体の流れに関連もございますので、御了承をいただきたいと思っております。

それでは、1項目めの質問でございますが、本町においては、介護保険制度が福岡県の広域連合処理として実施されているところであります。町の65歳以上人口、介護認定の状況と推計及び介護保険制度の利用状況をお尋ねいたします。

続いて、2項目めですが、厚生労働省において特別養護老人ホーム入所申込者の26年3月時点での概況が示されましたが、いわゆる待機者は全国で52万人との状況が示されました。本町の社会法人運営の2施設も待機者はいずれも100名を超えていると聞いておるところでございます。この状況を町当局はどのように把握しているのか。また、このことについての町としての考えはどうかということをお聞きしたいと思っております。

次に、3項目めの質問に移りますが、本町の施設、いわゆる65歳以上で居宅生活が困難な方を対象とする養護老人ホームの入所判定委員会の判定状況と入所状況をお尋ねいたします。このことも先ほど言いましたように決算特別委員会で一部かぶる事項もあります。よろしくお願ひしたいと思っております。

次に、4項目めの質問に移ります。厚生労働省老健局から26年2月に示された介護保険制度の改正案について、町の対応策、特に地域包括ケアシステムの構築についての考えをお聞かせください。

以上で、第1回目の質問を終わります。追加質問は御回答をいただいた後に質問させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（長野 正明） 答弁を求めます。安丸町長。

○町長（安丸 国勝） それでは、後藤議員の質問にお答えをいたします。

1点目の町の65歳以上人口と介護認定の状況と推計及び介護保険制度の利用状況についてであります。当町の平成26年3月31日現在の65歳以上人口は、3,654人、総人口の24.0%であります。福岡県の高齢化率の平均と同率であります。介護認定の認定率は16.47%で、全国平均の17.85%や県平均の19.24%より低くなっておりますが、今後は少しずつ増加するものと予想されます。

また、介護保険の利用状況については、平成25年度の給付総額が9億8,354万1,616円で、毎年約2%程度伸びております。

しかしながら、その一方で第1号被保険者1人当たりの給付費については、26万9,021円

で、平成23年度をピークに約1ないし2%ずつ減少しております。

次に、2点目の当町の特別養護老人ホーム、2施設の待機者の状況を把握しているのか。また、このことについて町としての考えはどうかということについて答弁をいたします。

当町の特別養護老人ホーム、2施設の待機者は、平成25年12月の調査時点で88名となっており、年々増加しているところです。であります。ことし中には本郷校区に定員40名の施設が新たに開設される予定でございまして、今の状況も緩和されるのではないかと考えております。施設整備については、3年に一度の介護保険事業計画にあわせて、県の意向調査が行われておりますが、整備計画の事業量推計に基づき整備数が定められているところであり、当町において、今後3年間で特別養護老人ホームの整備予定はございません。

次に、3点目の当町の福祉措置施設である養護老人ホームの入所判定委員会の判定状況と入所状況についてはということですが、養護老人ホームの入所判定委員会については、必要に応じて随時開催することとしており、平成21年度から25年度までの5年間に8回開催し、判定を行った人数は計9名で、7名が入所可能、2名が入所不可の判定結果でございました。

また、入所の状況については、平成25年度、聖母園が16名、その他の施設が4名の計20名の方が入所されております。

最後に、4点目の介護保険制度の改正案について、町の対応策は。特に地域包括ケアシステムの構築についての考えはどうかということについて答弁をいたします。

今回の介護保険制度の改正は、高齢者が決められた地域で生活を継続できるようにするために、介護、医療、生活支援、介護予防、住まいが一体となった地域包括ケアシステムを構築することとなっております。

また、低所得者の保険料軽減の充実や、保険料上昇をできる限り抑えるため、所得や資産のある方の利用者負担の見直しを行うなど、費用負担の公平化を行うことも改正の一つです。地域包括ケアシステムの構築に向けては、要支援1、2の方の予防給付が地域支援へ移行する新しい総合支援事業や、在宅医療と介護の連携の推進、認知症予防施策の推進、地域ケア会議の充実、生活支援の充実強化など、大きく五つの項目により進めていくこととなりますが、国からのガイドライン案が7月末にようやく示された段階でございます。今後、当町で具体的にどのように進めていくかは検討中であり、先進地の事例や住民協議会での意見なども参考に、当町の地域の事情に合った取り組みを構築してまいりたいと考えております。

以上で、後藤議員の質問に対する答弁を終わります。

○議長（長野 正明） 後藤晴一議員。

○議員（3番 後藤 晴一） ありがとうございます。第1項の項目にかかわることですが、25年度の主要施策報告から介護認定者は増加傾向と、介護認定率は横ばいの傾向にあり、

今後の介護予防事業、いわゆる健康体操教室とか健脚速度測定、水中運動教室、あるいは介護予防教室等は、これらの予防施策を行っておられるわけですが、今の現時点でのこういう介護予防施策を、私としては一部の介護予防施策というふうに思っておりますけれども、このあたりの見直しというか、そのあたりはどうお考えでしょうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（長野 正明） 川原健康福祉課長。

○健康福祉課長（川原 久明） 後藤議員の御質問にお答えをいたします。

今後藤議員のほうから御質問がございました健康教室、アップアップ教室等介護予防の事業を行っておりますけれども、その事業につきましては、現在多くの方に参加をいただいておりますけれども、今後はもっと対象者を広げて、より効果があるような形で進めていきたいと思っております。ただ現状では、実施するに当たるサポートしていただくサポーターの要請、それから、会場の問題、予算の問題もございます。そういうものを今後検討した上で、事業としてはより多くの方に参加していただけるような形で事業を検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（長野 正明） 後藤議員。

○議員（3番 後藤 晴一） 私は先ほど言いましたような各介護予防事業、これはまだ一部ではないと思います。大刀洗町の、先ほどおっしゃった介護認定状況等を見ますと、これの予備軍というか、今後どんどん増加するという傾向は、統計上も明らかでございます。これはもう国全体もそういうふうな傾向にありますけれども、大刀洗もそういう傾向にあることはもう間違いありません。

そういうことで、支援者の問題とか何とかいろいろありましようけれども、その辺はいつまでもそれに限ったら、これはもう何年前からずっと言っていることだと思っておりますけれども、なかなか進まないと思います。その辺は抜本的に考えることが必要だと思います。

特に私は、いつも言っている地域性の問題ですね。今校区ごとがほとんどだと思います。校区ごとに実施されると、あるいは町全体で実施される、そういう傾向にありますので、どうしてもいわゆる行政は行政区の末端をよく考えていただくというのが、私はそう思います。その点はどうか。

○議長（長野 正明） 川原健康福祉課長。

○健康福祉課長（川原 久明） 今、後藤議員のほうから御質問の件につきましては、まさに今回構築を求められております介護保険にかかわって地域ケアシステム、その中で、一部市町村に、今まで国の一律の事業で行われたものを市町村のほうで特性を生かしてという総合事業の中で検討していくような必要があると思っております。今言われておりますような、今先ほど述べましたのは、現状の取り組みについての考え方ですけれども、今回の地域ケアシステムの検討の中で、

全体の中で、あるいは今後の進め方について、総合的にいろんな方の御意見をいただきながら、今後の事業についての方針決定なり事業内容について検討していく必要があるというふうに思っております。

以上です。

○議長（長野 正明） 後藤議員。

○議員（3番 後藤 晴一） 介護予防事業は、今までも市町村で進めなければならない事業です。別に今度大きく国の制度が変わるということには、私は関係なく、やっぱり予防事業については大刀洗独自の政策、そういう観点から先ほどちょっと何例か例を示しましたがけれども、そういう事業を行ってあるという私は認識しております。

それから、後で国の施策の今度変わることについての関連は、また後ほど御質問の中にも別個の質問の中にも含めますので、そのときまたよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、2点目の質問でございます。特別養護老人ホームの入所申し込み、いわゆる待機者の状況についてでございます。

このことについては、私どもが総務文教厚生委員会で、今法人組織、2法人組織の介護施設を訪問したときに、待機者はそれぞれ、アバウトではあったかもわかりませんが、それぞれ100名以上ということをお聞きしました。それはそれなりに施設の問題かどうか、ちょっとその辺が私も定かではございませんでしたが、その待機者の今現在の状況、やはり特別養護老人ホームは望まれるということは、利用者にとっては負担が少ないということもありません。しかし、介護全体の手厚い施策といえますか、そういうことを考えれば、1人当たり30万円ぐらい係るわけですから、その辺は非常に介護保険制度の介護料、あるいは医療費等の圧迫もございましょうけれども、その辺の今現在待機者が待機してある状況は、行政として責任を持って状況を把握してあるかどうか、その辺をちょっとお聞きしたいと思ひます。

○議長（長野 正明） 川原健康福祉課長。

○健康福祉課長（川原 久明） 後藤議員の御質問のほうにお答えをいたします。

先ほど述べましたように、待機者として町のほうで25年10月に調査したものでは、88名というふうにお答えしましたが、先ほど言われましたように、各施設にお尋ねをすると、例えば120名であったりとか、もっと多い数字が返ってくると思ひますけれども、これはダブって各施設に申し込まれてあったりとか、転出されたりお亡くなりになった方を整理されてなかったり、実数として88名ぐらいの方がいらっしゃるというふうに思っております。

その中で御質問の、申し込まれてある方の待機者の状況ですけれども、88名の内訳ですけれども、自宅のほうで35名、その他の施設にいらっしゃる方が残りの方というふうになります。多いのは一般の病院、それから、介護老人保健施設、その他認知症高齢者グループホーム、そう



いうふうな施設のほうに入所されてある方が53名ですかね、いらっしゃるといふことになりま  
す。

以上でございます。

○議長（長野 正明） 後藤議員。

○議員（3番 後藤 晴一） 2施設とも、いわゆる利用者が非常に申し込みが多いと。これは中  
には、その多いがゆえに、早く入居申し込みをしてないと順番が回ってこないのではないかと、  
そういう懸念される方も多々あると思います。

しかし、大概の方は、いわゆる介護認定を受けた方、あるいは重度に偏っておるのではないかと  
思います。そういうところからすると、自宅35名、先ほど回答でいただきましたけれども、  
そういう方々のあと自宅におられる方が、要するにどういう状況に置かれてあるか、そういうと  
ころを踏み込んだ調査はされてないかどうか、ちょっとお聞きいたします。

○議長（長野 正明） 川原健康福祉課長。

○健康福祉課長（川原 久明） 後藤議員のほうの御質問にお答えいたします。

この自宅にいらっしゃる35名の方に限って、それぞれ町のほうから出向いてという調査はや  
っておりません。ただ日ごろ地域包括センターなり、いろんな民生委員さんからの相談であつた  
りとかということで、この対象に特化した形ではなく、地域のほうの情報というのは、それぞ  
れのかかわりを包括支援センターの職員なりが持っておるところということで考えております。

以上です。

○議長（長野 正明） 後藤議員。

○議員（3番 後藤 晴一） このあたりが非常に私としては待機者という考え方は、非常に曖昧  
なところもあるのではなかろうかと思えます。

あるいは、施設としては待機者として扱うけれども、施設が施設自体も実態調査といいますか  
ね、そういうことをやってるんだろうとか、どうせ後でまた入居者というか、その待機者とい  
う限りは順番待ちというどうもニュアンスを受けるわけですから、その辺は行政が中心になっ  
てしっかりとつかんでおかなければならない。先ほど包括支援センターの話も出ましたけれども、  
そのあたりは体制の問題とかいろいろありましようから、その辺はよろしくお願ひしたいとい  
ふふうに思います。

次は、3項目めの関連で質問いたしますけれども、3項目めは、これは老人福祉対策の一つで  
はございますけれども、居宅生活が困難な方を対象、いろいろ事件・事故もあるかも知りませ  
ん。そういう方を対象とした大刀洗としても入所判定委員会というのを設けて、そして、判定、  
入所状況を把握しながら、その辺を入所措置を行ってあるといふふうに思います。

そこで、先ほどの回答では、25年16名ほか、20名あたりの入居者がいるといふふうにお

聞きしました。この養護老人ホームというのは、これは聖母園に委託という形で実行されているのではないかと思いますけれども、枠が50名ですよね、ですからそのあたりで行政のほうで把握してあるかどうかわかりませんが、あと50名の枠の中で大刀洗は20名、いわゆる大刀洗の枠というのは決まっておるのでしょうか。

というのが、私が懸念するのは、やはり居宅生活が困難な状況というのは、いろんな状況が考えられると思うんですよ。例えば2人暮らしですね、一方を介護する方は老々介護もありましょう。どうしても介護できなくなったとか、あるいは事件・事故もありましょう。これはもう全国の新聞あたりの情報を見ると、そういう事故もいっぱいあります。そういう緊急性の問題もあります。ですから、その辺の大刀洗枠というのはこの施設の中にあるのかどうか。その辺はどうかという感じがしますので、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（長野 正明） 川原健康福祉課長。

○健康福祉課長（川原 久明） 今の後藤議員の御質問にお答えいたします。

言われました大刀洗枠があるかどうかということですが、ないというふうに思っております。施設は定員としては50名で、そのうち大刀洗の方が16名入所されてあります。大刀洗のあと4名の方は町外の施設ということで、これは町が判定委員会を行いまして、その本人の状況に合わせて措置をするということで、必ずしも町内の施設に措置をするという形ではございません。ほかの近隣の施設で、その方に合った施設があれば、あるいは先ほど言われましたように、空きがない状態で緊急を要する場合、どうしても早く入れないといけない場合は、空いておるところを調べまして、そちらのほうに措置するなり、その対象の方に合わせた入所判定委員会で御意見をいただいて、町で措置をするという形になっております。50名のうち残りの分については、町外の方が入所されてるということです。

以上です。

○議長（長野 正明） 後藤議員。

○議員（3番 後藤 晴一） わかりました。そういう連絡体制というか、各施設間といいますか行政間、そういう連絡体制が整っておけばいいわけですが、いつ何どき、これから先は、高齢者対策に含めていいかどうかはちょっとわかりませんが、一応年齢は65歳以上という縛りがあるわけですから、当然その間に含んでくると思いますけれども、その辺は今後とも対象人口がふえるわけですから、やはりいつかはその辺の困難な時期が来ると思いますので、その辺はしっかりとあわせて考えていっていただきたいというふうに思います。

次に、4項目めの質問でございますが、これは町長が先ほど7月によりやく向こうの改正案といいますかね、それを通知したというようなことを回答を得ましたけれども、実際のその前段の厚生労働省の介護保険制度の改正案については、もう既に26年の2月に、これはインターネ

ット等を見ていただければ、大体どういう方向でいきよるかというのはわかると思います。

私の今回の質問は、それを見せていただきまして質問にしたわけですが、その中で、特に町長も何回も言われておりますが、団塊の世代75歳以上が、25年には3人に1人になるとか、10年後あたりにはもうそういう時期は必ず到来するわけですから、その辺を見込んだ施策の展開というのは必要になるのではないかというふうに思います。

その中で、厚生労働省は一部改正案の中の状況を見ますと、これは先ほど町長もおっしゃいましたけれども、住民の認識あたりの高揚もこれ必要かと思います。いわゆる在宅移行とか、前にもおっしゃっていただきましたけれども、やはり、しかしそういう中で、在宅介護がどうしてもできない方は、今後ともふえてくると思います。これは年齢はとらんめえと思ってもとるわけです。

そういう中で、全国のいろんなこれも事故につながることでございますけれども、在宅介護で老々介護の中で介護疲れというような問題も出てきます。そういう事件もいっぱい起きてきております。そして、その厚生労働省の今後その改正案の中には、要支援1、2を自治体の方に移行すると。そうすると要支援1、2の中身が通所とか在宅介護とか訪問介護とか、そういう方が多いと思いますけれども、将来はそれも含めて在宅介護という形が広まらなければならないような状況が出てくる。その代わりとしては何ですが、厚生労働省も小規模多機能型居宅介護地域、施設とか、そういうことを言っております。

しかし、大刀洗で、これは20名足らずの小規模型の施設を設置して、いわゆる在宅介護者がずっと在宅するわけではなくて、ときにはやっぱり通所をしたり、あるいは訪問介護を受けたり、あるいは住みやすい自分の家に住んだりとか、恐らくそういう意見から考えられた施設ではないかと思います。しかし、それはやはり小規模ですから20名ぐらいだったと思いますが、そういう施設をどんどん建てろというのは、これは恐らくそんなことはできんばいと恐らく町長もおっしゃるだろうけれども、それは今は有料型の老人ホームというのがいろいろできております。しかし、あれはやっぱりある程度の収入がないと入れません。

そういうところから、国もようこんなことを考えたなと思いますけれども、特にこの中で私がちょっと考えなければいけないことは、地域包括ケアシステム、先ほど言いました小規模多機能型居宅介護施設、これを実施するためには、やはり国は非常に抽象的な言い回しですが、やはり地域資源の活用が重要になってきますよと、これを活用しなければなりませんというふうな、抽象的な言い方でうたっております。地域支援といいましても、何か財源が落ちとるわけでも何でもないのであります。どうしても自治体の特色もあると思います。私も前にちょっと言ったことがありますけれども、やっぱりコミュニティ団体も地域資源です。いわゆる婦人会なり、それから、老人会なり、それから、ボランティア活動、いろんなことが地域支援にかかわってきます。

しかし、今の現状を考えたら、これは質問項目に詳しくは載せておりませんでしたけれども、そういう地域組織自体が後退しているというような状況もあります。そういう中でよくこんなことを地域の状況をよく把握して言ってるのかな、できることはやれというようなことでしょうかけれども、そういうところも大刀洗流を今後考えていかなければならない。大刀洗の先ほど高齢者のところの待機者の状況、こういうのも含めて、そして、こういう新しい制度に移行を考えていく。特に現制度より町村に受ける事業が、要支援1、2のようにふえてくる。あるいは、高齢者のところについても、要介護3以上とか厳しい状況をだんだん迎えてきております。そういう地域状況をよくやっぱり分析して、そして、その上で他都市の状況もありましようけれども、やはり大刀洗流というのを大刀洗状況に応じた、そういうシステムを築くべきではないかというふうに私は思います。

それにはやはり地域のそういう支援も必要でしょう。また介護認定を受けてる方の自覚も必要でしょう。しかし、行政としてのそういう役割というのは、やっぱり体制の問題もありますので、その辺も十分に考えていただきたいと。特に包括支援センターとか、非常に今でも恐らくは少ない人数の中にも大刀洗中飛び回っていろいろと御苦勞をいただいていると思います。健康福祉課窓口もそうだと思います。あるいは予防まで含めれば、社協もそうです、いろんな事業をやっていただいております。その辺の状況をきちんと踏まえた上で、この包括ケアシステムというのを築いていかなきゃいけないというふうに私は感じております。そのあたりの町長のお考えをお聞きして、質問を終わりたいと思います。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 後藤議員の質問にお答えします。

なかなか詳しくてあれですけどね、結局国は金がないんですね。で、要支援1、2を勝手にやれということです。金出さんで勝手にやれということだから大変厳しいんですね。今私もいろいろ、いろんな後援会のテープを聞いたり資料を見たりしてますけれど、もう見るほど頭が痛くなる。で、これは後ほど平山議員からも質問が出ていますけれども、同じ質問が出てます。結局本当に大刀洗町が自立していけるのかどうかの試金石だなと、私はそんなふうに思ってるんです。

ですから、今いろいろ包括支援センターで頑張ってもらったり、担当も頑張ってる。社協もいろいろやってもらってるけど、今のままの仕組みのままで、人間だけふやせばどうかなるとか、そういうものではないような気がしています。ですから、この辺のことは時間をかけて、といたしますか、とにかく徹底的にやり直す仕組みといたしますか、それを考えないと無理だろうというふうに思っています。大変重い課題でありますので、議員の皆様にもいろいろと御支援をお願いしたりすることが出てくると思います。先ほど後藤議員が言われましたように、介護予防にしても今は校区単位でやってるけど、もっと行政区単位ぐらいまで落としてやっていくような仕組みを

つくとか、そういうこともやらないとちょっとなかなか効果は出ないだろうと思うんですね、本当のいい効果は。ですから、やらんといかんということはわかってますけど、何せうちの今の体制ですから、その辺のこともありますので、とにかく頑張っってやっていきますから御支援をよろしくをお願いします。

以上です。

○議長（長野 正明） 後藤議員。

○議員（3番 後藤 晴一） 質問を終わります、今最後に一言だけ、これを特老施設あるいは福祉施設と社会福祉法人の方も、その範囲内で一生懸命頑張っっています。それはもうひしひしとこの前見せていただいてわかりました。しかし、施設が不足すればこれはどうしようもない、それで今度の包括介護システムといいますかね、地域システムをというようなことで上がってきてると思いますので、町長も先ほどお言葉ありましたように、財源問題もありましようけれども、やはり刻々とこの高齢化社会にはもう歩み寄ってくるわけですから、その辺はやっぱり体制の問題ではなくて、それなりの体制が必要なときは、ちゃんと見極めてそういう状況を把握してやっていていただきたいと、このように思います。

これで質問を終わります。

○議長（長野 正明） これで後藤晴一議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（長野 正明） 次に、10番、森田勝典議員、発言席よりお願いします。森田議員。

10番 森田 勝典議員 質問事項

1. 平成26年度当町に配分された交付税額について

○議員（10番 森田 勝典） 議席10番、森田勝典でございます。ただいま議長から発言の許可を得ましたので質問をさせていただきます。

改めまして、皆さん、おはようございます。まず初めに、8月20日未明の広島豪雨の土石流でたくさんの方々の命が奪われました。そして、たくさんの方々の被災者の方々が発生しております。ここに謹んで御冥福とお見舞いを申し上げます。

さて、事前に通告しておりました質問でございます。これは交付税についての質問でございます。一つ、二つ出しておりますけど、答弁は同時でも結構でございます。県内32町村中5番目に高い増減額というのですか、ここで減額されておるんですが、交付されておりますが、この減額の要因は何かというのが質問の第1です。

第2の質問は、では今年度の予算執行に影響は発生しないかということをお聞きいたします。

7月25日に、国は県や市町村に2014年度、ことしですね、平成26年度の地方交付税の配分を発表いたしました。そもそも地方交付税は自治体の経済規模により税金や経費の格差があ

るために、これを埋めるために国税の一定限度を地方に確保している財源、お金ですね、もともと地方に配分されるもので、地方にとって重要な財源であると、これは国からの援助ではないということをおある書物に書いていらっしゃいます。これはよく町長が言う親分からの仕送りだ、親からの仕送りだということでもそれは結構だと思いますけれども、これは当然のものということで理解しておいていただきたいと思います。

では、ことしの今年度の配分額につきましては、今申し上げたように、二つに分けて質問をいたしますが、よろしくお願ひしますが、発表の内容を見てみますと、県内32町村があります。この中で増減率でマイナスの部分が多いのが、新宮町のマイナス9.2%がトップで、広川町マイナス7.7、粕屋町マイナス7.2、那珂川がマイナス6.5、そして第5番目に我が町大刀洗町がマイナス5.8%の減額ということになっております。新宮町や粕屋町、那珂川町、この町はたくさんの企業や商店、また人口も非常に多く、当町に比べるものがないほど多くの普通会計も持っております。ちなみに直近の県統計で調べた結果なんです、新宮町が普通会計で129億、人口が2万7,000、広川が107億、2万100、粕屋町が185億、4万3,400、那珂川町が249億、4万9,700、我が大刀洗が72億、1万5,150ということで、ちょっとこれは前日の4町に比べると、私たちの町、農業が基幹産業で我が町は普通会計も72億と微々たるものと思いますが、何が大幅削減の主要件になって交付されたかを町民に知らすべきではないかと思っております。

これはちなみに私なり計算してみたところなんです、普通交付税と臨時財政対策債、この合計額ですね、が今年度もらえるはずが20億3,000万円ですので、仮に増減額ゼロといたしますと、20億5,500万円はもらえたんじゃないかと思っております。要するに1億2,500万円がどうももらい損ねたことじゃないかと思っております。削減率がゼロというところはほとんどないと思っておりますので、町村の平均のマイナス2.7%計算しても5,600万円こそこのもらい損ない、もらい損ないと言っていいか何かわかりませんが、もらい損ねが発生したのではなかろうかと思っております。

それで、この小さな町、大刀洗町がこんなに大きく削減されたのは何でかと言うのは、私も理解が得心のいかないところでございます。どうぞ財政当局のほうでいろいろ御精査されたということであれば、発表いただければ幸いかと思っております。

ただ1つだけ、私も気になっているのが、ちょっと今から話しますが、平成25年8月5日に人事院総裁の談話ですね、これが出ましたが、これはもちろん割愛していきますけど、序文がありまして、給与減額措置が東日本大震災という未曾有の国難に対処するものであり、2年間の臨時特例であると、あとはうんぬんとあって、給与減額支給措置期間は、平成24年4月から平成26年3月までの2年間となっておりますということになっております。

これに対しまして、町長は職員の勤労意欲をそぐ等の理由でこれを拒否されました。これが大きな原因になっていないんじゃないかなんかということ推測して質問をしたわけなんです。これが第1番の理由でございます。

一括で行きますので、第2の質問、本年度の予算執行に影響はないかまでに行きます。ことし3月の議会の町長あいさつの中で、財政事項について老朽化を伴う教育施設や公共施設の改修工事等の長期計画を関係部署と協議し、国や県の補助事業等、地方交付税に資する起債を有効活用しながら安定した財政運営を図っていくという方針を示されていますが、本年度の予算執行による影響が及ばないかということ質問したわけでございます。

以上でございます。御答弁よろしく申し上げます。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） それでは、森田議員の質問にお答えをいたします。

まず1点目の、県内32町村中5番目に高い削減率の要因についてということですが、今回の普通交付税の減額要因としては、基準財政需用額の算定における行政項目ごとの単価である単位費用が多く、多くの項目で伸び率がマイナスとなったことと、個別の項目において、歳出削減強化に要する項目の廃止により3,587万7,000円の減、両筑平野改良事業の町負担金の減額により3,174万2,000円の減となったことが上げられ、今年度の基準財政需用額は昨年度に比べ8,340万6,000円の減となりました。

また、その一方で、基準財政収入額においては、消費税引き上げ分による消費税交付金が100%算入されることから、昨年度に比べて2,759万6,000円の増加となりました。これらの要因により、普通交付税の交付基準額は昨年と比べ1億1,100万2,000円の減額となりました。

なお、県内で交付税不交付団体は苅田町のみになります。当町においても交付税に頼らない財政運営を目指していく所存ですが、現時点では難しい状況でございます。交付税の増加要因となる基準財政需要に算入される事業を見極めながら、今後も十分な財源確保による事業の実施を行ってまいりたいと考えております。

先ほど、森田議員が、私は給与削減をしなかったことでそれでうんとマイナスになったんじゃないかというその御心配でございますが、これは1,200万円です。で、私は、就任したときから、人数、頭数を減らすけど給料は下げないと、それをもととずっとみんなにも言い続けてやってきましたから、国が減らせと言ったから簡単に言うことを聞くつもりはありませんでしたので、町村会でも私はまず最初に反対をしました。ですから、私が反対をしたので、大分それで実施しなかったところは出ました。

そういうことで、これも終わりましたから、1,200万円ぐらいですから、みんな頑張っ

くれれば大したことはない、そんなふうに思っています。

次に、2点目の今年度の予算執行に影響は及ばないかについてであります。今年度の当初予算は普通交付税が減額されることを見込み、歳出において人件費や公債費を除く経常経費の5%削減、臨時嘱託職員の配置見直し、普通建設事業における国庫などの特定財源の有効活用などにより予算編成を行いました。結果として当初予算の見込み以上に交付税が減額されております。

そうした結果を受け、今年度全ての事業について、必要性、緊急性、費用対効果を検証するサマーレビューを実施しております。これは、今後見込まれる財政需要に対し、限られた財源の中で財政運用を行っていくため、現在の事業について継続する事業と見直すべき事業と見極め、今後の予算要求に生かすための評価検証を行うものであります。

なお、今年度の予算についても必要性や緊急性が乏しいと判断した事業については、見直し、縮小を行っているところであり、今後も必要に応じ実施し、財源の捻出に努めてまいり所存でございます。

以上のような各種取り組みを断行することにより、今年度の予算執行につき、交付税減額などの影響は及ばないと考えております。これも多分私が就任をしたときからずっと言い続けてきた、国が火の車で、借金で、いつまでも今のまんま仕送りが来るはずはないと、ずっとそう言っておりました。だから、金が減ったときにどう対応していくかということ準備しておくべきだということで、地域づくりだとか人員の削減だとかをやってきました。それでもまだ十分ではないんですけど、結局、予測どおりになってきたということです。

これからもまだ厳しくなるだろうと思うんです。ですけれども、お金が少なくなったから住民サービスを落とすというようなことはできませんので、そういうことにならないように、職員と力を合わせて一生懸命頑張っていきたいと、そのように考えています。

○議長（長野 正明） 森田議員。

○議員（10番 森田 勝典） 大体わかりました。私が心配をしていたのは、最後に行った人勧の件でございます。1,200万円が多いか少ないかちょっと私もわかりませんが、恐らく1億何千万円のうち5,000万円ぐらいこれで取られたんじゃないかなろうかとちょっと心配しておりましたもんですから、それじゃこれ町長いかんばいということで、聞いた範囲ではそれでよかったかなと思っております。

それで、私最後にまちの職員の皆さんに言いたいんですが、町長がこれだけのリスクを負って覚悟して給与減額措置をとめてくれたわけなんです、皆さんの給料が下がっちゃいかん、もう仕事の影響になるじゃろうということで、非常に町長は苦渋の決断をしたと思いますよ。そのことを決して忘れず、皆さんが町民のニーズに答えるべく一生懸命職務に精励していただければ、私はこれにつきまして何の文句も言うこともありません。



以上で質問を終わります。

○議長（長野 正明） これで、森田勝典議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（長野 正明） 次に、11番、山内剛議員、発言席からお願いします。

11番 山内 剛議員 質問事項

1. 各種心配ごと等相談事業について

○議員（11番 山内 剛） 11番の山内でございます。ただいまより質問をさせていただきます。

私は、きょうは通告にもありますように、各種心配ごと等相談事業が行われておりますけど、これはいいことだということ認識しながら質問をさせていただくわけです。

まず、現在健康福祉課等を主管にいろいろな悩みごとを解決するための手助けとして、各種相談事業が実施されている件で伺いたいと思います。

まず、第1に、心配ごと、交通事故等、さまざまな相談が実施されているが、最近の3年間、23年度から25年度の実績の件数は、または同じ場所かもしれませんが、場所について伺いたいと。

いろいろな種別がこうあるかと思えますけども、件数とかこれを説明していただければ、アウトラインだけでもお願いしたいと。そして、それができなければ、今度本会議が26日終わりますが、その終了後に詳細なやつを私に出していただきたい。この場で出していただいてもいいですけど、そこら辺はまた皆様の御答弁によって考えたいと思います。これ1番です。

それから、2番目が、今後も今までの要領で実施されるのか、要するに今のスタイルでこうやっていくかということなんです。これが2番目ですね。

それから、3番目が、私のちょっと今回の住民の方々いろいろなお話をした中での私の思いなんですけど、特に心配ごと相談ですね。相談は毎月4回実施されていると伺っているわけなんですけど、場所はどれも一定の場所かなちゅうような感じを持つわけなんですけど、その中でやはり1回か2回でも各校区でもやれるような状況にはできないのか。

と申しますのは、やはり心配ごととか悩みごととかいろいろ御相談したい方はいろいろあるわけですね。私なんか、私もいろいろ相談を受けるわけですけども、私はやっぱり知っている方ですから、ファミリー的なやっぱり気持ちの安らぎをお話するだけで、非常にそこら辺が、次の段階まではいけないところもあるときもあるわけですよ。特に、こういう悩みとか心配を持っておられる方は、車に乗られない御高齢の方もいらっしゃいます。それから、体の悪い方が大体いらっしゃいます。

そうしますと、やはり遠距離からじゃどうしても行けないというようなことができるわけです

から、ここら辺の前の2つの私の質問とあわせまして、できないかということ、最初の質問でちょっと終わらせていただきたい。

次はまた、順次、皆様の答えによりまして、また質問をさせていただきます。

○議長（長野 正明） 答弁を求めます。安丸町長。

○町長（安丸 国勝） それでは、山内議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の、最近の相談実績件数、それから実施場所はということですが、住民の様々な悩みや相談を受けるため、各関係機関でそれぞれの相談を実施しておりますが、当町が社会福祉協議会に委託している相談事業は心配ごと相談になります。相談実績件数としては、平成23年度は13件、平成24年度は11件、平成25年度は10件で、毎週水曜日にぬくもりの館の相談室で実施しております。

次に、2点目の、今後も今までの要領で実施するのかと、3点目の、心配ごと相談の毎月4回のうち一、二回程度は各校区センターでできないかということについてですが、当町としては、社会福祉会館であるぬくもりの館を相談事業の拠点と位置づけ、国や県が管轄する相談事業もこの相談室で行っているところであり、今のところ、別の場所を実施することは考えておりません。

確かに、山内議員が言われるように、ちょっと自分で動きができないような人とかそういうことがあるというのはちょっと困ったことですが、今のところ、各校区で出向いてということとはちょっと考えていないところであります。

以上です。

○議長（長野 正明） 山内議員。

○議員（11番 山内 剛） 今、心配ごとは、今答弁で件数を聞きましたけど、ほかにもいろいろあるわけなんですよ。母子、寡婦とか障がい児・者とか、それから、私は今回は学校関係、子供さんのやつは別でまたいろいろ教育関係で頑張っているしやるので、そうまではきょう思っていないんですけど、交通事故とか無料相談、こういうやつは後でも、申しましたように、きちんと整理して、26日までに私に提出していただくことをお約束できますでしょうか。まずこれからいきます。

○議長（長野 正明） 川原健康福祉課長。

○健康福祉課長（川原 久明） 山内議員の今の御質問ですが、一応わかる範囲でほかの相談事業のほうもお答えしたいと思っております。

今、町長の答弁でありました心配ごと相談は答弁のとおりでございますが、あといろんなところが実施をしております。今言われました子ども課のほうで母子、寡婦相談、それから教育相談、これは電話相談ということ。それから、あとそれ以外で障がい児・者相談というのを健康福

祉課のほうで行っております。あと総務省のほうによる行政相談、それから法務局のいじめや困りごと相談、あと交通事故相談については小郡署のほうが実施をしております。あと無料法律相談等が社会福祉協議会ということで、いろんなどころがそれぞれで、大体月1回なり2カ月に1回程度ですね、先ほど申しましたぬくもりの館の相談室のほうを拠点として相談事業を行っておるところです。

わかるところでは、行政相談は、これは昨年が3回、24年度が2回ということになっております。あと、いじめや困りごと相談につきましては、25年度が1件となっております。24年度が2件。それから、交通事項相談については把握ができておりません。あと、不登校、引きこもりに関する相談、花花の会がしておりますけれども、78件となっております。あと、無料法律相談につきましては、23件という結果になっております。あと、わからない分なりにつきましては、言われましたように、あと調査をしまして、提出をしたいと思っております。

以上です。

○議長（長野 正明） 山内議員。

○議員（11番 山内 剛） ちょっと今、聞きましたけど、私も一遍には覚え切らんし、要するにもうとにかく26日に提出してください。これはお願いします。

それから、進みます。この相談事業は、ここがポイントなんですけど、各地域、地域と言いますともう校区になりましようけど、ここで相談件数で何か特色がありますかね。わかりますか。

○議長（長野 正明） 川原健康福祉課長。

○健康福祉課長（川原 久明） 済みません、地域での特色。これがぬくもりの館で実施しておりますが、どこの地域の方という形での把握はしておりませんので、地域性というのはちょっとつかんでおりません。わかりますのは相談の内容としましてつかんでおりますので、その分を少しお答えしたいと思います。心配ごと相談の中で、一番多いのは家庭の問題が5年間で24件ほどあっております。あと次に多いのが土地、境界についての相談、これが5年間に11件、あと離婚、これも5年間で11件となっております。あとありますのは、相続に関する相談、あと行政に関する相談、金銭に関する相談、近隣、隣近所に関する相談という内容になっております。

以上です。

○議長（長野 正明） 山内議員。

○議員（11番 山内 剛） 今のともまとめてまた報告してください。

それから、何で私が訪ねたかというのは、例えば、私は菊池校区なんですけど、ぬくもりの館に近い方のほうが比重的に多くないかということを探ねたんです。そこら辺まで、やはり相談事業というのは、町民全体で皆様が対象になるわけですから、やはり大刀洗はこれぐらい今見えた、ただ満遍なく相談事業とこれをやるだけでは、私はいけないというんです。やっぱり遠隔の人が

意外と、遠隔の人もですね、悩みやいろいろがあるわけですから、そこら辺を精査しないと。先ほど町長は考えていないと言われたけど、精査して、いやもうどこも余りこう満遍なく変わりませんよと言うなら、私もそれはいいかなと思うけど、ただそこら辺、だから、その2番目んともこのとおりに、今までのとおりに満遍なくやっていただくのがやるのかちゅうのが、私は今日のねらいなんです。

それお答えもう一丁。

○議長（長野 正明） 川原健康福祉課長。

○健康福祉課長（川原 久明） 先ほど答弁にございましたように、今のところはうちのほうの担当しております心配ごと相談については、校区を回ってというところは現状では考えておりません。ただ、今、御意見がございました件については、今後相談事業をやっていく中で、そこを踏まえたところで今後の相談事業のあり方は検討したいと思っています。

○議長（長野 正明） 山内議員。

○議員（11番 山内 剛） ここはいろいろあるやつは、やっぱりそれぞれ特色がありますから、それで、特に、心配ごとが一番あれなんでしょう、やっぱり町としても一番メインに置いてあると、もう毎週第1から水曜日にやりよるから、だから検討、もちろん検討はしていただかないけないけど、やっぱりこれもう長いことやってあると思うんですよね。中で、やっぱりこうそこをどういう地域の、どういう相談よりも、相談はこれはあくまでも本人のこの秘密的なやつもあるから、どういうところから来てあるちゅうこともやっぱり町当局もつかんでやらないと、満遍なく10年前も一緒にこのあれやったと言って、じゃあ私はやっぱり進歩がないなというような感じがするんですよね。

地域でもよく聞くんですよ。あんなところに、あんなところ言っちゃいけない、距離のことですよ、もう場所はいいんですけど、1人で行けてと言われても車乗れんし、あれもできませんし、余りしよると今度は相談するとに悩みになる、プラスで。もちいと何か明快にぼんと、町長、副町長、いかがでございましょうか。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 先ほど課長が答えましたように、地域ごとにどうかとかいう、そういうデータが全然ないんですね。ですから、ちょっとその辺のことを調べてみます。

確かに、近くでやったほうが相談者にとっては都合がいいんでしょうけど、先ほど言いましたように、国や県のほうからも来てもらっていますから、その辺の調整もありますし、そう簡単にはいかないところもあると思いますから、もう少し時間をいただきたいなと思います。

○議長（長野 正明） 佐藤副町長。

○副町長（佐藤 嘉洋） それとあわせて、今町長の答弁に補足させていただきます。

言われたように、中身についてはちゃんと中身を把握して調査をしたいと思いますが、私聞いている話では、例えば、家庭の問題、家庭の問題もいろいろ例えばこう何ですか、暴力とかそういったものもありましょうし、土地境界の問題など、いわゆるその、そのまま情報がまだ、相談を受けた情報がまだ暖かいうちと言うか、そういううちにぬくもりの館でやっておりますので、すぐに行政部署につなげる上でぬくもりの館の場所でやるのが、やはり効率的と言うか、効果的でもあるというふうなことを、担当のほうから一応話は伺っております。

ただ、あとは町長が言ったように、国県との絡みもあるということですが、そうですね、町長の答弁のとおりですけれども、効果、効率的な部分での面でそういった分をやっているという部分も1点だけ補足はさせていただきます。

以上です。

○議長（長野 正明） 山内議員。

○議員（11番 山内 剛） ちょっと今の答弁で、効果的というのは、やるほうが効果的だからぬくもりの館の中でやっているということだろうと思うんですよ。それじゃなくて、こういう、特にこの心配ごと相談等はやっぱり住民の方々が相談に来て効果的という言葉が出るんですよ。そこら辺はちょっと私としては困りますね。

それで、これが毎週あっているんですよね、毎週。だから、1回ぐらい、それはあれができていないから出されんちゅうこともありましようけど、そこら辺、効果的という言葉ちょっとあれですよ。これは住民が効果的になるから、ぬくもりの館ですとならいいわけですよ。ちょっとそこら辺。

○議長（長野 正明） 佐藤副町長。

○副町長（佐藤 嘉洋） そうですね、言葉にちょっと誤解がありましたらおわび申し上げます。

効果的というのが、いわゆる迅速性と言いますか、相談に対してすぐ行政窓口につなげられるということで、御本人にとって、迅速に対応が可能ということで効果的ということをおっしゃいました。

あくまでこちらの仕事のやりやすさという面だけで言ったということではございませんで、その点だけは済みません、誤解があればおわび申し上げます。

以上でございます。

○議長（長野 正明） 山内議員。

○議員（11番 山内 剛） 最初は、私の質問は、まとめまして、第一、件数とかいろいろ課長、担当課長から出て、これ26日に私の手元にぜひください。これが第1点です。

それから、第2点は、これが私のあれですから、月に1回ぐらいは校区ちゅうことでございますから、それは今のやつを精査していなければ、そちら、町のほうがやりますとはできないでしょうから、だから、そこら辺の精査して、こういう状況やったちゅうて、いやそれは菊地校区が

一番多かったです。よって言えば、私もまた、またそれなりの対応をします。

ですから、そこら辺を私にまた報告をお願いしたい。これは私の、きょうは最後になりますけど、よろしゅうございましょうか。

○議長（長野 正明） 田中係長。

○総務係長（田中 豊和） 私のほうから行政相談委員の行政相談について、ちょっと補足で説明をさせていただきます。

大刀洗町には1名の行政相談委員の方がいらっしゃいます。これは行政相談委員法で決まっております、大刀洗町から1名の方が総務大臣から直接委嘱を受けてあります。で、この行政相談委員法の中には、委員が決まった場合にはその氏名及び住所を公表する、これは総務大臣が公表するというようになっておまして、町としましても特段財源措置はないんですが、この行政相談をうまく活用していただくために、広報紙等を利用して委員さんの御指名等を広報に載せて周知をしておるところです。

また、大刀洗町の委員さんにつきましては、御自宅の電話番号の掲載も了承されておまして、御自宅の電話番号も載せております。

で、行政相談につきましては、月1回第4水曜日に定例相談所という形でぬくもりの館で相談所を開設しておりますが、基本は定例相談所で行政相談を受け付けるというような体制ではございません。御自宅でも道端でも電話でも、自由にいつでも相談できるというような制度がこの行政相談委員の制度でございます。

で、この行政相談委員のその件数とか内容ということを先ほど健康福祉課長のほう、26日までに提出というなお話ございましたけれども、行政相談委員法の中で行政相談委員の方はその守秘義務というのが決められておまして、なかなかそういった行政相談の内容については行政のほうでもつかむことができない、基本、行政相談委員さんから直接総務省の九州行政局のほうに報告が行くということになっておまして、今回につきましては、特別に委員さんのほうにお願いをしまして、23年度から25年度までの相談件数についてお教えをいただいたということでございますので、御了承をいただきたいというふうに思っております。

○議長（長野 正明） 山内議員。

○議員（11番 山内 剛） 大分勘違いを皆さんしてあるようですね。私は内容まで報告してくれとは一口も言っていません。むしろ、それは個人の秘密保護法にもあるから、そんなこと一口も。件数は何件あったかということを行ったんですよ。

まだ続けます。それで、そういうことは言わないでよろしいです。私も言っていないから。

それと、私が言いたいのは、あとのこのいろいろこう、ここら辺はいろいろこういっぱいありますけど、これは1カ月1回とかそういうやつやから、これはなおさらまだ精査できてないから、

それはもう今まででいいという気持ちはあるんです。ただ、この心配ごと相談が、これが毎月1回から4回あつとるから、ここら辺を検討。例えば、大刀洗のほうで今月やったら来月はどこ、そのぐらいのあれです。

それと、皆さん本当もう一回言わせてもらうけど、私は1回も内容を報告してくれとは言っていないですよ。むしろ、個人のあれやからそんなことじゃだめですよ。件数を言ったんです。件数がなかったらゼロでいいじゃないですか。それ以上のことはありますか。

○議長（長野 正明） 田中係長。

○総務係長（田中 豊和） 回答にちょっと誤解があったようですので、補足させていただきますけれども、件数を各校区ごとに集計するというのも、これは行政相談委員法のほうでやはり守秘義務としてありますので、そのあたりが行政相談委員の方から聞き出して、どこが何件ということは難しいということをお答えしたまででございます。

以上でございます。

○議長（長野 正明） 山内議員。

○議員（11番 山内 剛） あなたたちが、私に出すそのレポートを、どういう調べ方さっしやるのはそれはいいですよ、どんなでも。それが、そちらのほうで何かになればそちらで考えることです。私は全体の件数、23年にこういうところが1回あったとか2回あったとか、なかったらなかったでいい、それを教えてくれと言うんです。そんな私があなたたち相談することまで深入りすることもないし、深入りせれちゅうたらしても構いませんけど、そういうことですよ。

それは、私も皆さんもそのくらい十分承知をしているはずですよ。以上です。何かありましたら一言。

○議長（長野 正明） 山内議員。

○議員（11番 山内 剛） それではお願いいたしまして、いろいろなこと、勘違いの分は私は全然思いもしてないし、発言もしていないから、そういうことは抜きにして、素直な気持ちでトータルがどのぐらいというのだけ出していただきたい。よろしゅうございましょうか。お返事を聞きまして、やめにいたします。

○議長（長野 正明） 山内議員に申し上げますけど、行政相談については各行政区とか校区ごとの件数はお知らせできないという答弁だったと思いますけど、その点はそれでよろしいですか。山内議員。

○議員（11番 山内 剛） 私は、そこら辺はできないんだったらできないでいいですよ。そこら辺はわかる。だから、できるやつだけをぴしっと出してくださいちゅう。何かあれでしょうか。

○議長（長野 正明） 執行部のほうは出せる範囲で出してもらえばいいというお話だと思いま

すので、出さない分については。はい、安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 出せる範囲でということをお願いします。

○議長（長野 正明） 山内議員。

○議員（11番 山内 剛） もう一回。これは個人的なかかわりがあるから、個人さんにめいわくをかかるとかそういうやつはお互いがもう認識したときのこの質問、答弁なんですよ。だから、資料を出してくださいというときもそういうことなんですよ。言葉にも私は出していません。それは全部出さないって、それは、出せないやつは出せないでそれはいいんですよ、それは。それまで出せちゃうと私のほうがちょっと問題がある。

以上で終わります。

○議長（長野 正明） これで、山内剛議員の一般質問を終わります。

○議長（長野 正明） 議場の時計で10時30分まで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時30分

○議長（長野 正明） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、2番、黒木徳勝議員、発言席からお願いします。

## 2番 黒木 徳勝議員 質問事項

### 1. 大刀洗北部地区圃場整備事業の今後の計画について

○議員（2番 黒木 徳勝） それでは、2番の黒木徳勝です。議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

それでは、今度の質問は、大刀洗北部地区の圃場整備事業と今後の計画についてという議題でございます。それで、現状を、大刀洗町の現状について圃場整備がどのようになっているかを、まず頭の中に入れて、今後の町長の、町の考え方をお聞きしたいと思います。

現在、大刀洗町の全町の面積は2,283ヘクタールあります。そういう中で、田と畑とあわせて約60%、1,400町が大体田と畑の合計面積であります。

そのほかに宅地等が370ヘクタールと、河川、道路等が約520ヘクタールあるわけでございます。

そういう中で、結局大堰地区はほとんどが圃場整備が完了しておると。一部は大堰地区においても用水と排水が分離されておらない地区が若干ありますけれども、大堰はほとんど終わっておると。

それと、本郷地区ですね、本郷地区につきましても、甲条の北部を残してほとんど栄田関係で



すね。それと本郷、それと甲条、春日です。ほとんどが終了しております。

それと、大刀洗地区につきましても、西部地区、また西、西部第二地区というようなことで圃場整備が実施され、ほとんど上野地区です。上野の地区の一部と、残っておるのが山隈地区の北部地帯です。そういうのが大体概況のところでございます。

そういう中で、今度質問をするのは、やはりこれが町の最後の地区の圃場整備だということに私は考えています。そういうことで、ここに議題が、質問する議題に上げておりますように、この大刀洗北部地区です。これは大字山隈です。それと高樋の北部地区と、それと甲条の北部地区を一応、大刀洗北部地区というふうな名称して、圃場整備を実施するというふうなことで、町のほうは平成24年の11月ごろにアンケート調査を実施していただきました。

そういうことで、山隈地区におきましても、平成25年度に大刀洗北部地区基盤整備促進委員会を発足いたしまして、委員長も、委員長、副委員長、委員も決まりまして、そしてその事業に今、全力を尽くしているところであります。

そういう中で、現在どのような現状であるかと、進め方をさせていただいておりますので、現状をちょっと把握して、報告をしていただきまして、そして今後の年次計画と言いますか、この計画につきましては、県やら局とのヒアリング申請時期になるんですね。また本同意等がいつごろになるのかというようなことを行いまして、そしてそういう本同意があったら決定、採択ということになるかと思っております。

そういうことになりますと、実施設計から工事に移るわけでございますので、工事等が今後の年次計画で何年度になるのかと。それと換地処分です。そういうことをしますと換地です。そういうことも含めまして、この流れを一応どのようになっているかをお聞きしたいというふうなことを考えております。

そして、その中で、今度、今3番目に書いておりますように、大刀洗川と県道です。これのバイパスが現在、途中なかで中島で一応中断しております。

これにつきましては、新規事業というようなことで、26年度に地権者については同意をとってもらっておりますので、27年度に対しては、結局、測量と設計というようなことで、県のほうも予算をつけて実施するというようなこともお聞きしておりますので、その点についてきょうの質問はいたしません。

それで、今度は高速道路から結局もとのJA昔の支所の前の県道、本郷基山線です。その期間の結局バイパス道路と、それと大刀洗の今度は圃場整備の関連です。そこ辺について県土整備事務所です。それと朝倉農林事務所との打ち合わせ等があるかと思っておりますが、そこら辺のところの町長等の協議も何回かあっているかと思っておりますが、そこら辺のことも、決定はしておらないかと思っておりますけれども、一応事前の交渉等もあっているのかというようなことと、今

後はその法線と言いますか、その期間の法線は、一応地元との打ち合わせ等もしていただきたいと思っておりますけれども、そこら辺のことの打ち合わせがどのようになっているかを、まず第1回目の質問として、質問をしたいと思っております。

その後についてはまた費用等についてはまた後で質問をしたいと思っております。

以上です。

○議長（長野 正明） 答弁を求めます。安丸町長。

○町長（安丸 国勝） それでは、黒木議員の質問にお答えをいたします。

大刀洗北部地区圃場整備事業の今後の計画についてであります。

昨年末に政府から出された減反政策の見直しについては、これを言いかえると、今後は地域で作付調整などを行うことを意味するものと理解しております。まさに農業政策の大きな分岐点であり、そうしたときにまずは農業の基盤である土地条件整備事業を早急に進める必要があるものと考えております。

当町の圃場整備事業については、先ほど黒木議員から説明がありましたように大方終わっております。大方終わっているというのは、菊地校区を除いてであります。昭和50年代から本格的に推進してきておまして、現時点ではもう町の北部地域が未整備のままで残っているという状況です。ですから、これを放っておけば遊休農地が広がる可能性がありまして、早急な実施をしたいというふうに思っているところであります。

現在推進している町北部地域の圃場整備事業は、これからが本格的な段階であると考えておまして、平成29年度、県営土地改良事業として採択、着工ができるよう、町としても十分な対応を考えなくてはならないと思っております。

また、事業に関連した大刀洗川改修や県道上高橋野町線、これバイパスであります。これについては圃場整備事業、地区内外を問わず、県に早期完成の要望を行ってまいりたいと考えております。

なお、詳細については、担当課のほうから説明をいたします。

○議長（長野 正明） 矢野産業課長。

○産業課長（矢野 孝一） それでは、産業課でございます。答弁をいたします。

議員さん御指摘のとおり、平成24年度から圃場整備に関するアンケート調査をとっております。結果としましては、10%前後の同意があるところもありますし、60%というところもございました。そういったことでもございましたものですから、区の役員さん等々と協議を重ねまして、じゃあ今後どうするかということをお話しして、結果的には圃場整備をしていこうというふうになりました。

それで、先ほど言いました、同意率が極端に低いところにつきましては、もう今回は見送ると

というような形で、とりあえず同意がとれそうなところから推進していこうというふうになりました。結果的には山隈地区というふうになりましたけれども、面積にしまして約50ヘクタール、有権者数が、有権者と言うか、地権者が130名程度という形になっております。仮同意率が現在が約90%ぐらいになっております。先ほど指摘をいただきました、指摘というか大刀洗北部地区基盤整備事業推進委員会ということを昨年の末に立ち上げて、そういった方たちと、現在は同意でありますとか、その地区の詳細の設定について協議をいたしております。

それで、今後の計画といたしましては、26年度の終わりまでに、この仮同意率を95%以上に上げたいというふうに考えています。それから、その事業採択に向けての調査設計業務ですね、集団化事業でありますとか、大刀洗町農村環境整備の計画であるとか、そういったものの予算要求を国や県のほうに、今年に上げたいというふうに思います。

そして27年度には、その要望した補助金と町の町費を充てまして、地元でありますとか県、それとか町で業者と連携を図り、現地の調査、あるいは整備計画等の作成に当たりたいというふうに思います。

その27年度にそういった整備計画をつくりまして、平成28年度にはそういった計画書でありますとか、換地計画書等の国の審査を受けまして、その後に事業概要の広告、あるいは縦覧等の法手続を行います。そして、その法手続が終えましたら、縦覧とかいろいろしますけども、本同意、これが本当の同意でございます。本同意を徴収しまして、採択申請、事業施行の申請を行いたいというふうに考えています。それが28年度ですね。

そして町長の話でもありましたように、29年度に採択、着工ということで、事業の計画の適否が出されて適と、行ってもよいという許可をもらったら、これ県営事業として事業採択をされます。これが平成29年度です、計画では。

工事につきましては、平成29年を含めまして、一応3年間で工事を終わるような計画でおります。それから換地処分でありますとか、そういったもろもろの、登記でありますとか、そういったものが残ります。それがまた二、三年かかるというふうに思います。

またその29年度には、土地改良区、地元で土地改良区の設立をしていただかなくてはならないというふうに思っております。そういったものも29年度に法手続を行います。

それから、採択申請のための代表者でありますとか、土地改良区の役員でありますとか、またその換地とか施行委員さんの委員さんでありますとかというものは、その都度つくっていかねればいけないというふうに思っております。

それから最後でございますけども、圃場整備地区内外にある大刀洗川、あるいは県道バイパスにつきましては、まず県営河川の大刀洗川でありますけども、計画をしております範囲内の河川につきましては、御存じのように川幅が狭く、蛇行しておりますから、このまま整備を行っても、

優良農地を確保することもできませんし、事業効果も薄れるというふうに思いますので、範囲内にある河川につきましては、その担当部署であります朝倉農林事務所、あるいは久留米の県土整備事務所の担当課と話して、圃場整備にあわせて事業が行えないかということを要望していくつもりであります。

それから、県道の上高橋野町線のバイパスにつきましても、河川と同じように圃場整備の事業効果と地元の利便性等を考慮に入れて、あわせて要望していきたいというふうに思っております。

また、その圃場整備の地区外につきましては、町長の答弁にもありましたように、まずは土地所有者でありますとか地元の意見、こういったものを取りまとめて、うちと建設課とで取りまとめて、詳細に要望していかなくてはいけないというふうに思っております。

以上です。

○議長（長野 正明） 黒木議員。

○議員（2番 黒木 徳勝） それでは、第1点目の現状の推進について、非常に町外者の方々が挙がったわけでございますけれども、最終的に今の課長が申しましたように、山隈地区だけというようなことに、結果になったようでございますけれども、非常にやはり推進委員さん方も非常に夜、昼回って同意率を80から90に上げていただいたというふうに感謝をしております。

それでもう一步というようなことでございますが、これがやはり最後だというふうに私たちも、地元も思っておるわけです。それでやはりこの95%になる、やはり仮同意書といいますか、同意をするためには、執行部もいろいろあるかと思っておりますけれども、協力をぜひ推進と指導をぜひしていただきたいと思っております。

2番目の、今後の年次計画につきましては、今課長が申しましたように、大体27年度までがいろんな調査結果計画をするというようなことで、大体、若干前と、当初の計画と1年ぐらいおくれておるように思いますけれども、それはもうやむを得んかと思っておりますけれども、平成28年度にいろんな各省庁とのヒアリングを行いながら、本同意を行うと。そして、地元との一応ある程度の決定事項になるかと思っております、本同意がですね。そして、29年度に組合等も正式に、また再度換地計画の組合等もつくらなくてはならないかと思っております。そして、29年度が採択というようなことで工事が始まるというような流れになるかと思っておりますけれども。

どちらにしろ、補助率等もちょっとお聞きしたいと思っておりますけれども、過去は国は50%だったと思っております。県が25%と、地元が25%で、そして町が10%というようなことで町の負担が大体15%というように、ちょっと間違ったら訂正してください。そういうことで実施されたと思っております。

そういう中で、結局、西部地区ですかね、大分中部とですね、中部と東部につきましては、やっぱり昭和58年から、最終的には平成15年に終わったわけでございますけれども、大体反当が

82万、83万で終わったように思います。

それと西部から、西部第2地区につきましては、若干、遅く始まって、平成11年度、12年度で終わったわけでございますけれども、ここらについては、大体103万から104万で終わったと思います。

それで、北部地区については、ちょっと私も考えますけれども、反当は百数十万かかるんじゃないかならうかと思っています。それで、国県の補助率が、前のおりか、それとも若干現状では変わってきたかということをお聞きしたいと思います。

それと、今3番目の県土木事務所と農林との協議ですけど、これについては要望しておるといふようなことですので、やはりその大刀洗川とバイパスとの法線ですね、法線との並行でいくのか、やはりそこら辺については将来を期するものでありますので、十分地元との、一回法線を出したら変えることは難しゅうございますので、十分地元との協議をしていただいて法線等は決定をしていただきたいというふうに考えております。そこら辺についての考え方をちょっと町長、一応考え方を回答していただきたいと思います。

以上です、2回目。

○議長（長野 正明） 矢野産業課長。

○産業課長（矢野 孝一） 最初の質問の補助率について、若干答弁をさせていただきます。二十数年前の圃場整備事業、これは県営圃場整備事業という名前がございましたけれども、議員さん言われますように50%が国、25%が県、町はそのときは10%補助しておりました。地元が15%ということで、大半の圃場整備事業はそれで進んでおります。

下高橋の整備第2地区につきましては、御存じだというふうに思いますけれども、機械利用組合、こういったものをすれば、これ21世紀型の農業ということで、こういう組織化をすれば、10%だったというふうに思いますけど、10%補助金が上積みされていたわけですね、下高橋だけは。ですから、下高橋が15%を地元が出さなくてはいけない、事業費は5%で済んだというふうな事例もございます。今度の北部地区が取り組む事業につきましては、名前が経営体育成基盤整備事業ということで、もう二十数年たっておりますから名前が変わりまして、補助率につきましては、国が今までどおり50%、そして県が30%ということは残りが地元が20%というふうになります。それで町としては、今までどおり10%、今基本ですけどですね、10%、残りが地元が10%というふうになります。ただし、今は何と申しますかね、農地を集積してくれと、しまししょうということで、極端に言えば、集団でありますとか個人の認定農業者に一般の農家の方の農地を集積しようというようなことが盛んに言われております。そういったものをすれば、今私が言った国県の補助率が若干まだ上がるというシステムになっています。

例えば、50%、60%、70%、80%、集積したら、そのパーセントに従って、ポイント

が1、例えば1ポイント、2ポイント、3ポイントという形で、詳細はちょっと今のところつかんでおりませんが、そういったふうになるというふうになっております。

ですから、今のところは基本は先ほど言いましたようなこととさせていただきますけれども、地元例えば集団を、何とか組織をして、そこに農地を集積をするということになれば、さらにその補助率が上がるというふうにシステム上はなっています。

議員さん言われますように、当時は100万円前後で推移しておりましたけれども、今はそれから二十数年たっておりますし、山隈地区につきましては、ああいうふうに起伏が激しいところでございますので、今のところ類似したような圃場整備地区と比較しますと、10アール当たり170万から200万ぐらいかかるんじゃないかというふうに想定をいたしております。そういうことで事業も推進をしております。

以上でございます。

○議長（長野 正明） 重松建設課長。

○建設課長（重松 俊一） 建設課の重松でございます。大刀洗川と上高橋野町線の線形について御説明いたします。

まず山隈地区の大刀洗川につきましては、現在のところ改修計画がございません。それと上高橋野町線のバイパスにつきましても、大分自動車道から北側の県道本郷基山線につきましても現在のところ未定でございます。線形につきましては、地元及び補助整備関係の関係機関、団体等との意見を聞きながら、県と調整を図りながら要望をまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 今、建設課長のほうから話したとおりなんですけれども、結局、上高橋野町線もかなり長い間、工事が中断してたんですね。結局始めるということになると新規事業というんです、なかなか難しいです。新規事業ということになると、経済効果がどうかとかそういうことを問われるわけですが、何とかとりあえずは高速道路の分までは進めてくれるということになっておりますけれども、その先については、はっきり言ってまだ協議はできないという段階なんです。

ですから、私としてはもう少し圃場整備のほうが進んで、いろいろこれをやるから県のほうも対応してくれと、県土整備のほうも。そういうふうな話し方がいいのかなとは思ってるんですね。大刀洗川にしても御存じのとおり、計画が全然ないんですよ。要するに今の調子で来ると、下高橋まで来るのにあと20年ぐらいかかるだろうと思うんですね。その上ですからね。山隈あたりはもうどうなるかわからないっちゃうような感じですから、圃場整備をやる時に、何かね、掘削してとか、そういう形になるのかなと思うんですね。ですから、圃場整備のほうを先行しな

いと難しいかなというふうに考えています。そういう段階になったら、地元の県議もいますし、しっかりと県土整備、それから農林事務所にも働きかけていきたいと思っております。

○議長（長野 正明） 黒木議員。

○議員（2番 黒木 徳勝） 今ですね、建設課長なり産業課長が、建設課長が県道につきましては、県の県土に要望しておるといようなことでございます。

町長も申しましたように、大刀洗川の期成会についても、私も期成会の役員でございますので、改修については二十数年後と思います。しかし、今度は圃場整備の中で行うということでございますので、やはりそこら辺もやはり十分、そうしないと大刀洗に来るのはいつになるかわからんといようなことでございますけれども、今度の場合については、圃場整備でその短期間行うといようなことで、ぜひ町長、そこら辺については、県議等の要望等についても一応御協力方をお願いしたいと思います。

それと、最後になりますけれども、今産業課長が申しましたように、非常にこれは最後といようなことで、一回山隈も崩れた場合がありますので、今度はこの率が上がるように、金額が今聞きましたら170万から200万ということでございますけれども、この国の補助率がある程度上がっても、若干あるかと思っておりますので、そこら辺のことも、やはり集積したり、集団で農業をするかといようなことを、また認定農業者の方もおりますので、そこら辺の指導等もしながら、地権者が納得するよな圃場整備の推進をするということが、やはり個人で出す金が少なくなるといようなことを前提に指導等をしていただきたいといように思います。

これをもちまして、一応、頑張らせていただくことを期待して質問を終わります。以上です。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 先ほど産業課長が説明しましたように、昔、もう以前にやったときから20年以上たってまして、工事費がものすごく高くなってるんですね。ですから、そこら辺の具体的な負担率とかそういうことになったら、今皆議員さんおられるので、これをやるということになったら、議会のほうでもしっかり協議をしていただいて、負担率の個人負担をどのくらいにするかといようなことは議会のほうでも協議をよろしくお願いをしたいと思っております。

以上です。

○議長（長野 正明） これで黒木徳勝議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（長野 正明） 次に、7番、安丸眞一郎議員、発言席よりお願いします。安丸議員。

7番 安丸眞一郎議員 質問事項

1. 全国学力・学習状況調査（全国学力テスト）結果をうけての現状と取り組みについて
2. 児童・生徒の情報携帯端末（スマートフォン）の利用について

○議員（7番 安丸眞一郎） 議席番号7番、安丸眞一郎です。議長の許可を得ましたので通告のとおり2点について質問を行います、大項目ごとに進めていきたいというふうに思っております。

まず1点目は、全国学力・学習状況調査、いわゆる全国学力テストの結果を受けての現状と取り組みについてであります。学力向上の取り組みについては、大刀洗町子供支援推進委員会の中で、今年度から3カ年間の計画で、具体的に取り組みが進められております。学校、保護者のみならず、地域に住む我々も町の将来を担っていく児童生徒の現状がどうであるのかというのは関心があるところであります。

そういう中で、町内の児童生徒がどういう課題を抱えているのか、町全体で子どもを育てていくという観点から、現状認識と現場での取り組みについて質問するものであります。

全国学力テストは4年ぶりに全校参加で実施された昨年に続き、ことしも約50億円の予算をかけて、全国の国公立及び私立の小学6年生と中学校3年生を全員を対象に行っております。国公立は全校参加ということであり、私立については、希望校の約47%が参加したと聞いております。

これについては4月22日に実施されておりますが、ことしも小学生は国語、算数、中学生は国語、数学の2教科で、それぞれ基礎的知識を見るA問題と、知識の活用力を計る、いわゆる応用問題のB問題が出題されております。その結果が、文部科学省より8月25日に公表され、翌日の新聞各紙で報道されていたわけですが、それによりますと、福岡県では全ての教科で全国平均を下回り、また9月6日の新聞報道では、県内6教育事務所管内と福岡・北九州の政令市ごとの結果も公表されましたが、それによりますと、地域の差が広がっているということでありました。

そこで以下の点について質問を行います。

まず初めに、全国学力テストで大刀洗町の小中学生の結果はどうだったのか、2点目として、子供支援推進事業で取り組まれておりますシンプル・ビジュアル・シェア・リズムのある授業改善の取り組みは生かされていたのか、3点目として、学力テストで毎回高位にある秋田県との違いについてお尋ねします。

4点目として、今回から学校別の成績公表は解禁となっておりますが、公表については、各市町村教育委員会に委ねられております。公表について、教育長のお考えを問うものであります。

以上、4点について答弁を求めます。

○議長（長野 正明） 倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） それでは、安丸議員の御質問の全国学力・学習状況調査結果を受けての現状と取り組みについて答弁いたします。



まず第1点目の大刀洗町の小中学校の結果についてでありますけれども、本年度の結果につきましては、小学校6年生について、基礎基本の知識を問います国語Aは全国平均よりわずかに低く、算数Aは全国平均より高い結果でありました。

一方、応用力を問う国語Bは全国平均より高く、算数Bは低い結果というふうになっております。

一方、中学校ですけれども、本年度は国語A・B、数学A・Bとも全国平均には至っておりません。

詳細につきましては、議会の報告とか広報等で詳細にはお知らせしたいと思います。

次に、質問項目2の授業改善の取り組みは活かされているのかについてでございますけれども、平成25年度には、本町独自の授業改善プランを作成いたしまして、4小1中で今議員がおっしゃったようにシンプル・ビジュアル・シェア・リズムのあるわかってできる授業を推進しているところであります。

小学校のほうの先生方には、その考えが徐々に浸透いたしまして、授業改善が進んでいるというふうに認識しておりますし、また一定の成果を上げているというふうに思っておりますけれども、中学校につきましては残念ながらまだ不十分な状況であります。

また、大刀洗中学校におきましては、本年度から3年間、福岡学力アップ推進事業の県の指定を受けましたので、北筑後教育事務所の指導主事を招聘しての研修会でありますとか、公開授業に向けての指導案検討会など、授業力向上に向けた取り組みを随時行っているところでございます。

次に、3点目の秋田県との違いでございますが、1つ目は、秋田県では、昭和40年代に行われました全国の学力テストの結果が非常に悪かったということ踏まえまして、特にここ二、三十年くらいにわたりまして、教育予算が重点的に投じられております。

具体的には小中学校とも1学級が30人程度になるように編成されたり、小学校5、6年の基本教科においては、20人程度の少人数授業が可能なように人的な配置を行ったりなど、個に応じてきめ細かな指導が行えるように人的支援を分厚くやっているということでございます。

2つ目は、全国学力・学習状況調査から見えてくるものなんですけれども、家庭学習が非常に習慣化している、それから子どもも先生も授業というものに対して極めて積極的に取り組む姿勢がある、それから学校に対する地域の信頼と支援が大きいことなど、地域で学校を支える体制が非常に整っているということが秋田県の特徴ではないかというふうに思います。

最後に、結果の公表についてでありますけれども、大刀洗町教育委員会といたしましては、昨年と同様、本年度も町全体の結果の公表を行います。これは広報等で住民の方には全員に行きわたるようにお知らせすることにしておりますけれども、各学校の結果については、公表は行わな

いということにしております。

その理由について、2点ございます。1点目は、学校名を明らかにして公表することによりまして、学校の序列化とか過度な平均点競争が生じるおそれがあると思えるからであります。2点目は、各学校の保護者会などにおいて、学力の実態を説明する場を設けることにより、各学校の実態に応じた具体的な成果とか課題について、学校と保護者が直に協議する場、あるいは話し合う場というものが最も重要だと思っておりますので、教育委員会として一律に結果の発表をするということにはならないというふうに思っております。

この調査の本来の目的は、学力とか学習状況の把握分析と、それに基づく施策の成果と課題の検証改善にありますので、その趣旨を十分に踏まえると今までどおりの全体を発表し、個別に発表しないというほうが妥当だというふうに現在のところ考えているところであります。

これで第1の質問に対する答弁を終わります。

以上です。

○議長（長野 正明） 再質問があれば。安丸議員。

○議員（7番 安丸眞一郎） 今、教育長のほうから答弁あったわけですが、まず1点目の町内の小中学校の状況については理解をしたわけですが、これは県的にも全国的にもこういった状況は似たような状況ですね、出てきているかと思えます。これは2点目の授業改善に取り組むと関係性があるわけですが、答弁の中に、授業改善の取り組みについて、小学校については先生方も理解が徐々に広がってきているということではありますが、中学校はそこまで行っていないことだったかと思うんですけども、何かそこら辺の問題、課題があるんでしょうか。

○議長（長野 正明） 倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） お答えします。

これは議員も御指摘のように、中学校は福岡県全体の問題でもあります。我が町の問題だけではなくてですね。具体的に言いますと、小学校の成績はまずまずなんですけれども、中学校においてはなかなかうまくいかない。というのは、背景はたくさんあるというふうに思いますが、私自身はやっぱ共通の目的、学力を上げる、あるいは進路を保障するということが中学校の先生方で共通的に把握されているというか、課題意識としてあるのかどうかというのが大きな疑問だと思います。

というのは、秋田県の、先ほどお尋ねになりましたが、秋田県の最も大事なことは、A先生とB先生が違う目的で授業に当たっていないということが言われています。つまり、同僚性が非常に単一ですね、子どもたちの学力を上げるという点で、非常に一致した取り組みが行われていて、授業改善が校長先生のリーダーシップのもとに意識的に行われていると。

それに対して我が町、あるいはわが県の場合は、部活動もありますし、必ずしも学力を上げる

ということだけが中学校の目的でないという先生方がたくさんおられまして、個々の授業においても学力を上げるという観点での授業改善については、まだまだ意識がそこまで届いていないというのが実態ではないかというふうに私自身思います。

先日、私と課長と指導主事の3人で中学校へ出向いていきまして、具体的にこの状況を捉えたときにどのような改善策がありますかということで、協議をしに行ったわけなんですけれども、やっぱり出てくる案というのが、非常に総花的で抽象的で具体性に欠けているんですね。言っちゃってことは非常に正しいことなんですけれども、じゃあ具体的に何をしますかということになると、なかなかですが、先ほど答弁で申し上げましたように、ことしから学力アップ推進事業の県指定を受けています。残念ながら18市町村で受けています。18市町村の中学校が受けているんですが、これは要するに成績が余りよくないところを指定されたんです。正直申し上げて。これでいわゆるてこ入れをして、この3年間の間にいわゆる平均的な力が出せるような体制を整えるというふうにはしているところなんですけれども、やっぱり一番の問題点は、先生方の意識が一つにそろうかどうかということが一番の問題ではないかと私個人は把握しております。

○議長（長野 正明） 安丸議員。

○議員（7番 安丸眞一郎） 確かに今の現場の先生方の思いの違いというか、指導に対する気持ちですね。そこら辺は、今倉鍵教育長の答弁と私も全く同感でありますけれども、やはりこの温度差をなくしていかないことには子供たちの学力アップにつながってこないんじゃないかというふうに思うわけですね。せっかくそれぞれ3カ年計画を立てながら、予算措置もしながら、学力向上のみならず人間関係づくり全般にわたって取り組んできているわけですから、ぜひとも教育委員会といわゆる学校現場との温度差をなくすというか、そこら辺が大きな課題になってくるんじゃないかな。

対象の子供たちは小学6年生と中学校3年生、年々変わってきますから、一概には言えないとは思いますが、そこら辺の指導する側、これは先ほど答弁の中にもありましたように、秋田県の事例を挙げられて言われたとおりでありますから、やはりそこら辺の現場の先生方の気持ちが一つにまとまって、いわゆるベクトルを同じ方向に持っていかないといけないんじゃないかなというふうに感じたところであります。

それと、やはり秋田県の例を出され、違いが出されましたけれども、40年代の学力がかなり伸び悩んだことを反省を受けて予算措置もされたということなんですけれども、30人学級とか20人学級、これは福岡県でも今後の課題として、できるだけ少人数で指導ができるように私たちも求めていきたいと思っておりますけれども。

たしか昨年、教育長は秋田のほうに行かれて現地を見られたというふうに聞いてはいたんですけど、それは違いますか。ああ、すいません。何を言いたいかと申しますと、いろんな分析を見て

みますと、やはり総合学習の時間を有効的に利用した学校とか、力を入れて取り組んだところについては、全体的に学力の向上が見られるということも聞いております。

なぜかという、やはり授業当初に課題なり目的、目当てを明確にさせて探求させて、最終的にいろんな表現、発表させるという時間の組み立て方といいますか、授業の組み立て方といいますかですね。そういうことで全国的に見られる例として、事例として、そういう総合学習の時間を積極的に取り組んでいる学校ほど学力向上が見られるということなんですけど、そこらあたりはどんなでしょうか。

○議長（長野 正明） 倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） 総合学習は、一昨年度大刀洗小学校で取り組んでいただいて、県の発表がございました。私もそのときに改めて認識したんですけれども、総合学習はやっぱり次につながる意欲を育む教育活動だというふうに思っております。きちんとしたやっぱり年間計画の中で、総合学習が位置づけられている学校については、町内小学校は大体それをきちんとやっていると私は思っておりますけれども、やっぱり次に課題を発見して、次何だろう、こういうことを調べようというふうなことが出てまいりますような学習で、最初から予定されたものがないので、そういう意味では、総合学習に真剣に取り組むことは、いろんな意味での意欲をかき立てるものではないかと、おっしゃるように認識しております。

○議長（長野 正明） 安丸議員。

○議員（7番 安丸眞一郎） 1点目の最後になりますが、成績公表の関係は、今教育長の答弁で理解できたわけなんですけども、具体的に学校現場との情報共有といいますか、先生方との情報共有についてはどこまでなされているのでしょうか。

○議長（長野 正明） 倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） 学校ごとの結果の公表は、教育委員会で話し合っていない、それから一応その前に町長さんのほうにも、このようなことではないかということでお話をしております。各学校現場との校長さん方との話では、しないということで教育委員会で決定してるんだけど、しないかわりに各学校できちんと保護者に自分ところの実態を知らせて、どういう課題があって、どういうことをするというのを明確に伝えてくれと、それが保証できないと結果は一切発表しないということだけでは通じませんよということで、各学校の校長先生方にはお願いしているところです。

以上です。

○議長（長野 正明） 安丸議員。

○議員（7番 安丸眞一郎） ただいまの答弁で理解できました。

先ほどから申し上げましたように、やはり教育委員会の取り組みと現場の先生方の方向性が一

緒になるように、今後も授業改善を含めた児童生徒の教育に当たっていただきたいということを申し述べて、1点目の質問を終わりたいと思います。

次に、2点目でありますけども、児童生徒の情報携帯端末、いわゆるスマートフォン、よく「スマホ」というふうに言われますけども、これについて問うものであります。

去る9月19日にはアップル社からiPhone 6とか、iPhone 6プラスが発売されたわけなんですけども、これについては、3日前から並んで購入するような若者の姿が報道されていましたが、私的にはそんなところに労力を使わなくてもいいんじゃないかというふうに正直思ったところです。

いまや情報携帯端末、いわゆるスマホなどの急速に進む情報化の流れが、ネットいじめ、あるいはネット犯罪などに子どもたちが巻き込まれている事例が出てきております。

そこで、以下の3点について質問を行いたいというふうに思っております。

まず最初は、町内の小中学校の児童生徒のスマホ等の所有について、把握ができていますのかどうかということであります。

次に、コミュニケーションツールとして便利な無料通信アプリであります「LINE」に関し、それからメッセージを送信した側が確認できる既読機能によって、読んだのに返信をしなかったということで、それが原因でいじめや仲間外れになるということもあっております。

また端末の長時間利用による学習時間の減少によって、学力低下が問題になっているのがありますけれども、これについて、町内の状況はどうかということをお尋ねします。

3点目に、こういった情報携帯端末スマホ等の利用による現状を関係の保護者と情報共有についてはどのようになされているのかということについて質問を行いたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（長野 正明） 倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） それでは、第2点目の児童・生徒の情報携帯端末の利用について、答弁いたしたいと思います。

まず、第1番目の町内の児童生徒の所有状況についてでございますけれども、町単独での実態調査は行っておりませんが、全国学力・学習状況調査の中での調査項目がございますので、その結果を報告いたしたいと思います。

本年度の調査によりますと、小学校6年生の所有率、これは平均ですけども、54.2%となっております。一方、全国が53.7%でございますので、全国平均よりも0.5ポイント高い所有率ということになっております。

次に、大刀洗中学校ですけれども、3年生だけですけれども、76.2%の所有率でありまして、全国平均所有率が76.5%ですので、こちらは全国に比べて若干ですけれども、0.3ポイ

ント低いという状況でございます。

なお、経年変化で見えてまいりますと、平成19年にこの調査が始まったんですが、そのとき最も低かったのが11%ぐらいだったんですよ、小学校によりますけど。現在、最も高いところが、もう7割近いということですので、わずかこの数年ですけれども、もう何倍とふえている状況で、特に平成23年あたりぐらいからずっと右肩上がりですべて所有率がふえております。

次に、無料通信アプリに関したいじめや学習時間についてでございますが、最初にいじめ等の実態ですけれども、昨年度から本年度にかけて、小学校においては6年生女子によるLINEでの悪口、陰口といった事案が4件発生しております、学校での指導等によりまして、それぞれの案件につきましては表面的には解消しているという状況でございます。

また、中学校におきましては、教師が聞き取ったことなども含めると、かなり多くの件数が上がっております、LINEによる悪口、ブロック機能を使つての無視などが報告されております。

次に、学習時間の低下についてでございますが、小学校6年生においては、家庭学習の時間は平日は一、二時間、土日は二、三時間程度学習している児童が多うございまして、この結果につきましては、全国平均から見ても、ある程度きちんと確保できているという状況だと言えます。

また1日当たりのスマートフォンやテレビでのゲームをしている時間も、これは全国平均より低うございまして、直接的な因果関係は認められなかったというふうに思います。

中学校3年生に関しましては、全国平均と比べ、携帯電話の利用時間は短いという結果が出ております。ただし、昨年度と同様、平日は1日当たりの学習時間が大変少なく、1時間未満の生徒が43.8%もおりまして、全国平均の32%と比べ、11.8ポイントも多い結果となっております、余り勉強していないという実態が出ています。

また、土日に関しても、1時間未満の生徒が40%おりまして、全国平均の32.5%に比べて7.5ポイント多い結果が出ております。つまり、通塾しているか否かを含めまして、基本的には学校外での学習が少ないという結果を示しております。

最後に、保護者との情報共有、連携についてです。現在どの学校においても外部講師を招きまして、保護者と児童生徒と一緒にネットモラルについて学ぶ学習に取り組んだり、通信による保護者との連携や啓発、また集会等で規範意識が高まるような内容について繰り返し指導を行っているところでございますが、なかなかこれは家庭の問題等もありまして、きちんとした指導がなされていないと、届いていないというのが現状ではないかというふうに思っております。

以上で、2点目の質問に対する答弁を終わります。

○議長（長野 正明） 安丸議員。

○議員（7番 安丸眞一郎） まず1点目の所有の実態については、正直驚く数字と私自身思う

わけですが、やはりここらあたりはきちっと町内の小中学校、今回は学力テストにあわせて行われた実態調査での数字ではありますけれども、やはりきちんと全学年対象にしたそういう実態の調査も今後早急に必要になってくるんじゃないかというふうに思うわけです。

やはりこれは2点目のLINE等に関したいじめ等にもかかわってくるわけなんですけども、やはり情報携帯端末は当然利用料金もかなり高額になってきますし、家庭の経済的負担も出てくるわけですから、どうしても持たせる親の問題もあるかもわかりませんが、やはり塾通いとか、登下校中の危険防止のために持たせるということも中には保護者の方もいらっしゃるかと思いますが。きちっとしたそういう実態をまず把握をする必要があるんじゃないかというふうに思っております。そこのところはいかがでしょうか。

○議長（長野 正明） 倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） それではお答えします。

おっしゃるとおりです。これがそういう実態の調査はしたほうがいいと私も思います。と言いますけれども、なかなか私たち自身が踏み込めないというのは、持たせるか持たせないか、あるいはどう使うかということについては、これは基本的に、第一義的には家庭教育の問題だというふうに思いますので、どこまで私たちが関与すればいいのかということについては、若干の戸惑いがあることは確かです。

自治体によりましては、春日でありますとか幾つかの自治体で持たない宣言などをされているところがございますけれども、これはあくまでも宣言でありまして、家庭に具体的に強制力はございませんけれども、そのような時代になりつつあるのかなという認識は持っていますけれども、先ほど個人の所有との関係があって、少し悩んでいるところでありますけれども、議員おっしゃるように実態把握についてはやりたいというふうに思います。

○議長（長野 正明） 安丸議員。

○議員（7番 安丸眞一郎） ぜひ、そこのところは実態把握は取り組んでいただいて、保護者にもそこら辺りの共有といたしますか、実態の情報共有は必要になってくると思います。そういう中で対策が見えてくる部分があると思いますから、それはいじめ防止にもかかわってくる問題でありますし、この件については後ほど林議員のほうも質問項目上がってますから詳しくは触れませんが、やはりまずは所有の実態把握をぜひ早急にやっていただきたいということを申し上げて質問を終わっていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（長野 正明） これで安丸眞一郎議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（長野 正明） 次に、9番、平田一成議員、発言席よりお願いします。平田議員。

## 9番 平田 一成議員 質問事項

### 1. ふるさと納税について

○議員（9番 平田 一成） 9番の平田一成でございます。議長の許可を得ましたので、私は1点について御質問をいたします。

今、全国的にも有名になっておりますふるさと納税についてお尋ねをいたします。このふるさと納税は出身地や応援したい自治体に寄附するふるさと納税、大刀洗町は平成20年から25年の6年間に15万1,804円、7件です。平成26年7月18日現在で10万2,000円、9件と非常に少ないように思いますが、ここに私も入れておりませんでしたけれども、コンサートがあった作曲家の2名の方と歌手の方3名による211万7,000円がふるさと納税をされておるところでございますが、今後、記念品の種類を今、大刀洗町では野菜とかりんとうと2種類のようにございますが、今後その記念品をふやす意向があるか、それからまた記念品のお礼の金額が何%ぐらいあってあるのかをお尋ねしたいと思います。

これで1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（長野 正明） 答弁を求めます。安丸町長。

○町長（安丸 国勝） それでは、平田議員の質問にお答えをいたします。

今年度、最新のふるさと納税件数は13件、額にして228万2,000円となっております。先ほど議員が発言されましたように、去る7月に行いました、ふるさと支援コンサートにおいて出演者3名の方からの納税が大きな成果となっております。ふるさと納税に関するPR方法は、町のホームページに情報や申し込み方法を公開しておりまして、不定期ではありますが、その情報を町の公式フェイスブックでも公開し、広く周知を図っているところでございます。

次に、2点目の記念品の種類をふやすかについて答弁します。

現在は1万円の寄附につき、送料を含み3,000円相当の記念品を用意しておりまして、内容としましては野菜の詰め合わせセットと、かりんとうの2品を選択できるようにしております。

しかしながら、年度内には既存の通販サイトやさくら市場、関係機関と連携し記念品の選択肢を5、6品程度まで拡大するように考えているところであります。うちには、何か特産品といってみんなが物すごく喜んでもらうようなものがないんですね。肉とか海産物とかそういうのがあればいいんですけど、ただ総務省あんまりそういうことで競争するなと言っていますので、うちがうちなりに質素にやっていけばいいのかなとそんなふうに思っています。

○議長（長野 正明） 平田議員。

○議員（9番 平田 一成） そういうこともあると思いますが、今テレビでもこないだやっていましたけれども、やはり税増収につながるし地域の経済発展の活性化にもなるこのふるさと納税が、全国的に非常に各自治体が頑張っておられます。私もちょっと調べたことを申し上げます



と、問題にならないかと思いますが、久留米市も平成13年度には記念品の拡充、拡大によって今までの倍増の1,600万円ほどふるさと納税があったそうでございます。それも、やはり関東、関西からが約75%の納税だそうでございます。

そこで、もう一つ宮崎県の三股町では、昨年10月から1万円以上の寄附をした人たちに黒豚味噌漬けなどの特産品を送る取り組みを始めたところ、2012年度には13万円のふるさと納税だったのが13年度は3月の3日までに、もう1,500万円を超えておるということとございます。これもやはり8割以上が関東、関西方面の方だそうでございます。

そして、またことしの4月からは目玉商品として300万円を寄附した人には、宮崎牛1頭分の肉200万円相当を、それから200万円を寄附した方には半頭分の110万円相当分、100万円寄附の場合は4分の1頭分50万円相当を送ることを決定したとあっておりましたので、きのう三股町にちょっと電話でお聞きいたしましたところ、それは早く終わりましたと。そして、また今現在、11月にこれは3頭分と限定されておりましたが、あとは11月ごろ3頭分か5頭分か、今から検討してそういう、ふるさと納税を収めていただくようにやっていくというような返事をきのうは聞いたところでございます。

そういうふうにして、どこでも各自治体がしっかり頑張っておられるし、また航空会社と連携して自治体が連携してやっておるところもあります。1つの例を申しますと、また同じ宮崎県ですけれど、綾町では10万円以上の寄附者を対象に10月1日以降の出発分の羽田、宮崎間の往復航空券と宮崎交通が手配する同町内での一泊二食付き宿泊と、レンタカー利用の計5万円相当をセットにしてPRしたところ5日間で10人の申し込みがあったそうでございます。

そういう航空会社との連携も天草市とか大阪府でもやっております。やはり、しっかりと自治体が頭を絞りながら考えながらやっていただければ、これが一番税金増収につながって非常にいいんじゃないかと思えます。

また、もう一つ私これは知りませんでしたけれども、林議員さんからちょっときのうお尋ねいたしましたところ、100万円以上ふるさと納税すると真室川音頭で有名な山形県の真室川町が町長の体験ができると。また長野県木島平村でも村長の体験ができるというように、いろいろな知恵を絞ってふるさと納税に頑張っておられるし、町長、村長になったつもりで過ごすのも粋な感じがするんじゃないかとも思いますが、両村長ともいいアイデアを出しておると思いますが、大刀洗町ではもうちょっとぐらい積極的に何か、米もあるし、酒、焼酎もあります、野菜、米いろいろな面で記念品を混ぜあわせたそういうやり方をする考えは持っておられますか。

○議長（長野 正明） 平田地域振興課長。

○地域振興課長（平田 栄一） では、平田議員の御質問にお答えいたします。

先ほど、町長のほうからも答弁でありましたけども、5つ、6つほどふやしていこうという考

えでございまして、今現在ですけれども特産品の通信販売ということですのでけれども、先ほどありました野菜の詰め合わせ並びにかりんとうが今、先ほど今行っておりますけれども、ほかにかまぼこの詰め合わせなり、お菓子の詰め合わせ、ギフト関係とか、あと醤油の詰め合わせ関係を通販セットで行っておりますので、これも行なわれるように現在進めているような状況でございます。

さらに、今年度ですけれども、企画のほうですけれどもホームページのリニューアルを検討しております。その中でふるさと納税の部分についてももう少し全面的に画面上で前のほうに出るようなことを進めていこうというふうに進めているような状況でございます。

さらにですけれども、まだ内部での協議段階でございますけれども、先ほどありました都市圏の東京とか、大阪とか、福岡市内に住む都市に住む大刀洗町出身の方を初め、多くの方々に対しましてインターネットを通じまして情報をどんどん発信しまして、遠くの方に住んでいる方でも大刀洗町に対して寄附していただくように、情動的な情報面に対して発信をしていこうというふうに進めている次第でございます。

さらに、ヤフーのほうでも本町でネットを介しまして物販関係もできるようになっておりますので、カードによる納税ができるようなシステムを今後構築するようなことも必要かというふうに進めておりますけれども、そういうものを含めまして大刀洗町としましても、ふるさと納税に対しましてやっていくような形をとっている次第でございます。

以上です。

○議長（長野 正明） 平田一成議員。

○議員（9番 平田 一成） やはり、大刀洗町も少しそういう面が遅れているんじゃないかと思うわけです。よそはしっかりとやっておるのに、やっとな今、今までそういう手を尽くさなかった、これが一番の税金収入としては税収増とそれから地域の経済活性化にもつながる、こういうことをやっぱりしっかりと腰を据えてやってもらえば、まだ大刀洗町ももうちょっとぐらい発展しやせんじやかと思えますから、しっかりと今後、このふるさと納税がたくさん大刀洗町に収まってくるよう、腰を据えてやっていただきたいと思えます。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 先ほども担当課長が答弁しましたとおり、努力が足りないと言われればそうかもしれませんけれども、今までは少しそこ辺では甘かったのかもしれませんがね。ただ久留米辺りは直接、関西とか名古屋とか出かけて行ってPRしているんです、地元の人たちを集めて。そこまでうちはちょっとなかなか難しいから、今、課長が言ったようにネットで情報を発信するというか、そういうことを考えていきたいなと思っております。

ただ、やっぱり残念ながら牛もいませんし、なかなかそこら辺が厳しいなと思うのです。それ

と、やっぱり自主財源を確保するというのでいえば、葬祭場をつくっておりますからまことに済みませんが、議員さんたちももうちょっと応援してくれませんか。これは町のためになるんですから、はっきり言って数名の議員さんたちは、いろいろ協力してもらっているけど、まだ全体的にいうと非常にちょっと物足りないという感じがして、だから使っていただければ確実に町のためになるわけですから、そこ辺をひとつ応援をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（長野 正明） 平田地域振興課長。

○地域振興課長（平田 栄一） 先ほど、町長のほうの最初の答弁であったと思いますけど総務省の考えとしましては、今現在の特産品なり特典が非常にサービス過剰という部分で、総務省のほうについては、ちょっとそれは加熱し過ぎではないだろうかというふうな発言があっておりますので、適正に対処するよということ各市区町村のほうに通達があっている次第でございます。本町につきましても、先ほど町長が言いましたように、特産品とかサービスの提供に加熱することなく、町の特産品、あるものを有効活用しましてできる範囲で情報の提供をやりながらふるさと納税を進めていきたいというふう考えております。

もう一つでございますけれども、筑後地方につきましては馬刺し、赤身の肉が大変皆さん方も食べてありますけれども、熊本のほうでは特に霜降り馬刺しという感じではございますけれども、赤身の馬刺しとかにつきましては関東とかの方に聞きますと、大変珍しいということで大変好評でございましたので、町内の精肉店のほうで既にネット販売しているところもあるというふうについております。ですので、そういうところと協力しながらそういう部分についても、できる範囲ではございますけれども、こつこつとやれる範囲で特産品の販売なり情報提供を行ってきたいというふう考えている次第でございます。

以上です。

○議長（長野 正明） 佐藤副町長。

○副町長（佐藤 嘉洋） 済みません。少しだけ補足をさせていただきます。町長申されておりますとおり、もともと、ふるさと納税、その地域を応援したいというところから始まっている寄附制度でございます。慎ましやかではございますが、何件かもともとから小額ではあります寄附がございまして、大刀洗町のような小規模自治体でいうと全くゼロ件というところもあるかと思いますが、じゃあ、慎ましやかな件数もどういった方がされてあるんだろうということ、最初はいわゆるアンケート的なものもとってなかったんですが、ちょっと不思議に思いましたので関東や東北やいろいろなところからありますので、アンケートを取りましたら、やはり大刀洗町の取り組みに興味があったとか、純粋な応援したいという方から少額ではあります寄附があったように結果を見ると理解しているところでございます。

町長申されましたとおり、ふるさと納税に限らず自主財源の取り組みというのは常々町長がい

つも口酸っぱく言って各種の取り組みしておるところでございまして、このふるさと納税については、総務省の注意的などころもございまして、冒頭申しました大刀洗を好きで応援してくれるような方がもっと多く寄附してもらおうような、原点に立ち返った大刀洗町の取り組みそのものをより一層PRして、この趣旨に沿った寄附をふやしていくような形で考えていければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（長野 正明） 平田一成議員。

○議員（9番 平田 一成） 説明十分わかりましたし、今後、そういうことをしっかりやっていただきたいと思っておりますし、町長、葬祭場の件も私もJAみいに入っている方をぜひともということで、1件だけ私も勧めてやっておりますので、今後もやっていきたいと思っております。とにかくしっかりとふるさと納税に関しても執行部側もひとつ頑張ってくださいということをお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（長野 正明） これで平田一成議員の一般質問を終わります。

○議長（長野 正明） ここで休憩をいたします。午後は13時より再開いたします。

休憩 午前11時45分

再開 午後1時00分

○議長（長野 正明） それでは、休憩前に続き一般質問を再開いたします。

6番、林威範議員、発言席よりお願いします。林議員。

6番 林 威範議員 質問事項

1. 小・中学生のスマートフォン、携帯電話の夜間使用について
2. 教員の長時間労働、多忙化問題について
3. 町の活力を維持するための女性の活用について

○議員（6番 林 威範） 6番の林威範でございます。それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、1問目、小・中学生のスマートフォン、携帯電話の夜間使用についてであります。

午前中に、安丸議員の質問がございまして、大分重複している部分がありますので、そのお答えいただけていない部分についてのみ質問をさせていただきます。

当町においてのトラブルの実態はどうかという質問ですけれども、そこについてはお答えをいただきましたので割愛させていただきます。

それと、2番目、夜間使用制限についてどう考えているかということについて答弁を求めたい

と思います。

中学校の地区懇談会などに参加をいたしますと、保護者の方から出る問題というか、トラブルの中に必ずそのLINEに対する問題提起がなされています。教育長の答弁でもありましたが、春日市だったり福岡市というような自治体では持たない宣言であったり、夜間の使用の制限をかけているところがありますが、当町において例えば会長会ですとか、校長会などでそのような夜間の使用の制限について提案等がなされたことがあるのか、教育長はどのように考えているのか、まず最初に答弁を求めたいと思います。

○議長（長野 正明） 答弁を求めます。倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） お答えします。

1番目はよろしいということですので、2番目の夜間使用制限についてお答えいたしたいと思えます。

まず、基本的に午前中にも述べましたが、スマートフォン等携帯電話の使用につきましては、基本的には私は家庭の問題だと考えております。これはまず、第一義的な私たちの立場でございます。

それにしましても、現在、町内の小中学校でスマートフォン等の使用について取り組みを行っているのは、現在、本郷小学校のみです。本郷小学校では、本年度からPTAの家庭教育宣言の中で3つの約束を宣言しています。その中で、夜間使用制限につきましては午後9時から午前8時までは、保護者が預かるというふうに宣言されています。携帯電話の所有率の上昇が顕著であるとともに、さまざまなトラブルが生じている現在にありまして、携帯スマートフォンの使い方に関してさらなる取り組みの充実を行っていく必要があるというふうに考えています。

ただし、これにつきましては家庭、PTAの協力が不可欠となりますので、今後教育委員会といたしましては、本郷小学校の家庭教育宣言の取り組みを校長会等でも紹介しながらPTAと連携して取り組んでいけるように、各学校に促していきたいというふうに思っております。

また、本年度から子ども支援会議を立ち上げておりますけれども、学校、家庭、地域が現在の子どもたちの課題、あるいは目標を共有し望ましい人間関係の構築や学力の向上を目指すために役割分担や連携をしながら、子どもの教育を推進することとしておりますので、こちらにおいても議論を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（長野 正明） 林議員。

○議員（6番 林 威範） わかりました。その地区懇談会で出た意見なんですけども、保護者じゃなくて地域の方から家庭でだったり、子どもの意思で使用を制限できるのであれば問題はないけれども、やはり弱いほうに流されるといいますか、一人だけ使わないというような強い意思

を持っているように育てないとか、育てられていないというような御家庭も、私も含めて反省をしながら聞いていたんですけど、そういう家庭のほうが多いようなので、全体で使用を制限するような取り組みがなされるのであれば、例えばその全体に周知ができれば既読スルーで読んだのに返事をしていないことに対するいじめだったり、トラブルというようなものは起こりにくくなるのではないかなという御提案もありましたので、私も聞きながらやっぱりそういうことも、本来そんな過剰なルールづくりはしたくないけれども、トラブルが起こる予防になるのであれば制限はしたほうがいいのかというふうに思って聞いておりました。

最終的には家庭教育の問題になるとも私も思いますので、先ほど教育長の答弁がありましたように本郷小で既に取り組みがなされてあるということですので、そういうものを例えばほかの小学校や中学校にもお知らせいただいて、制限できるものとか、その子供たちにとってプラスになると思えるような取り組みはしていただければと思います。

ことし私、小学校のPTAの役員もしておりますいろいろな講演会とかに参加させていただいているんですが、そのスマートフォンを夜間使うことによって睡眠に対する障害ですね、ブルーライトといいますか、強い光を長時間見続けることで睡眠しにくくなって朝起きてもぼーっとしているとか、熟睡ができていないとかいう問題もあるようですので、そういうことも踏まえて本郷小の取り組みをお知らせしていただけるようにやっていただければと思います。なので、答弁は必要ありませんのでよろしくお願いいたします。

次に、2問目に行きます。教員の長時間労働、多忙化の問題についてであります。今回は、1問目と2問目で教育長に対して質問をしておりますが、やはり一番気になるのが小学校では学力は平均だけれども、中学校になるとなぜか全体的に下がってしまうというようなところが一番気になっております。

1問目のスマートフォンの使用に関しては生徒側の問題というところで提起をさせていただきました。2番目が、学校、教員側の問題はどうかというところで質問をいたします。

日本の教員が国際的に見ても非常に忙しいというのはいろんなニュースで言われているところです。1週間当たりの教員の仕事時間は日本は大体54時間ぐらい。OECDの平均の国は38時間ぐらいだそうですので、16時間、1日2時間から3時間ぐらい日本の教員は長く仕事しているという結果が出ています。その仕事長いことが子供に向き合っている時間が長かったりとか、例えば学習に対する指導が長いというのであれば、御苦労さまですというか、ありがとうございますという感じなんですけれども、日本の教員は調査を見ると書類の作成だったり一般事務であったり、部活動などの課外活動の指導が非常に多くて、事務作業は国際的に比べますと平均の2倍であったり、課外活動は3倍ということで子供に向き合う時間以外での部分での仕事量が非常に多いのではないかなというようなことが言われております。



ろでございます。3つ目には、一昨年から始めておりましたけれども、町が主催する独自の夏休み中の研修会を取りやめております。

以上のような取り組みを行っているところです。県の教育委員会におきましては、平成18年度に行った教員勤務実態調査に続いて、本年度いっぱいをかけて県下の抽出による実態調査を行っており、その結果を踏まえて県としての教職員の負担軽減策を講じるということにしております。本町でも一中、一小がその対象として抽出校に当たっております。

本町でも2学期中に私のほうが出向いていきまして、先生方とフリースクールを前提としたスクールミーティングを行うことにしております。先生方の勤務実態とか、あるいは学習状況の話し合いとか、生の声をお聞きしたいというふうに考えております。

また、教職員のメンタルヘルス対策といたしましては、全職員にアンケートを実施して、健康管理による面談を実施する体制を整え、ことしは一人の方にそれを実施しているところです。超過勤務の解消や多忙化の解消には監督者である学校長が積極的に業務や勤務環境を見直していく必要があります、教育委員会としても支援していきたいというふうに考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長（長野 正明） 林議員。

○議員（6番 林 威範） 中学校の部活に関しては、ノ一部活デーという実施もあるというふうに聞いておりますが、部活によっては外部コーチを活用して教職員の負担を減らしているようなところもあると思いますが、そういう動きはいかがでしょうか。

○議長（長野 正明） 倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） お答えします。

一部外部講師に来ていただいて、例えばテニスとかは指導していただいておりますが、実態的にいうと土日の引率はできないんですね。休日の、要するに試合の引率は教諭でないといけないことになっておりますので、外部指導者がいかんともしがたいですので、通常日はお願いできたとしても土日がつぶれるということは教職員の場でございます。

以上です。

○議長（長野 正明） よろしいですか。林議員。

○議員（6番 林 威範） わかりました。午前中の答弁の中から中学校のその先生方の授業の目的であったり、意識が学力を上げようというところに一致していないということが原因なのではないかというようなお話もありましたので、束縛時間が短くなったから意識が一致するとは思いませんけれども、そういう取り組みを通じて町独自でできるような支援員だったりボランティアとかで、先生方の余計な負担を減らして目的が一致するような取り組みであればどんどん推進していただきたいと思います。以上です。



それと、最後にもう1点、コミュニティスクールにして何か先生方への負担というか、取り組みというのは変化がありましたでしょうか。

○議長（長野 正明） 大浦子ども課長。

○子ども課長（大浦 克司） 子ども課の大浦でございます。今、林議員さんから御質問のありましたコミュニティスクールにして先生たちの負担が軽減されたかというところでございます。

このコミュニティスクールにつきましては、学校運営協議会といいまして、地域、保護者を巻き込んで中学校の学校運営を考えていこうというふうな取り組みでございまして、25年度から始まっておりまして、国の委託を受けまして25、26と2年間の実施でございます。それぞれ地域を取り込んでの子どもたちに対する、地域に出たり、そういった取り組みは進んでおりますが、まだまだ先生たちの負担とかいう点につきましては、そのところはまだ成果というか結果が出ていないところでございます。

以上です。

○議長（長野 正明） 林議員。

○議員（6番 林 威範） わかりました。いろいろ新しい取り組みをするにあたってやはり一時的に負担がふえるようなこともあると思いますので、いろんな角度から見ていって推進をしていっていただければと思います。

私も保護者の一人として小学校とかで先生たちと接触をしますと、いろんな行事に参加をいただいています。本当に来ないといけないのかと思うような、先生ここに来るんだったらほかの仕事をしてくださいと言いたくなるようなことも正直ございますが、先生たちは何となくというか、来ないと保護者から何か言われるというような、そんな後ろめたい気持ちというか、そこもありながら参加をされているようなものも正直あると思いますので、先生方の意識だけじゃなくて保護者の意識も変えて、全体として子供たちのためになるような取り組みが進められればよいなと思っております。

○議長（長野 正明） 倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） ありがとうございます。そんなふうにしてごらんいただいている保護者なり、地域の方がおられるということは先生たちにとっては大変心強いことだというふうに思います。

それと、午前中からいろいろ中学校における学力低下の問題を言っていますが、やっこの2年間等で先生方の心もそろいつつありますし、中学校における生徒指導上の大きな課題というものも幾つかありますけれども、全体にかかわるような問題が大体解消されてきまして、断言はできませんけど2年後ぐらいには必ずや上向くものと、断言できませんが言っておきたいと思えます。

以上です。

○議長（長野 正明） 林議員。

○議員（6番 林 威範） 期待をしておきます。私の娘が今、下が小学校6年生で今度中学校に上がりますので、娘の成績を上げることを頑張りながら、ぜひボトムアップのできるように親としても頑張っていきたいと思いますので、今後とも健闘を祈りますというか、保護者としても協力しながらやっていきたいと思います。

それでは、3番目の質問に入りたいと思います。

今度は町長に質問をいたします。町の活力を維持するための女性の活用についてという項目で質問を上げております。いろんな審議会等、女性の数が少ないので、例えばクォーター制を導入をしたりとか、議会から指名はできるだけ女性を推薦するよというような動きがあつて、アベノミクスでも女性の活躍が今後の日本には必要だということろでいろんな取り組みがなされているところであります。

そういうところはあるんですが、町や地域のために活動している、例えば区長会ですとか、老人会、子ども会、PTAなどの代表は、現状ほとんど男性とっていいかと思ひます。今後、人口が減つていったり高齢化を考えると、女性の方が活動しやすくなるよな町としてのサポートも、こういう各種団体に命令するわけにはいかないでしょうけれども、応援するよなことが必要ではないかというふうに思つておりますが、町としてはどのよな考えがあるでしょうか。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） それでは、林議員の質問に答えます。

アベノミクスでも女性が頑張るよな仕組みをというよなことでありますが、当町では平成23年3月に大刀洗町男女共同参画計画を策定し、町主催の講演会の実施などを通して、男女共同参画推進の啓発を図つているところでございます。

私は、常日ごろから女性の元気は町の元気と考えておりまして、特にこれからの人口減少社会を迎えるにあたっては、町の活力を維持、さらに高めるためにも女性の活躍が必須であると考えております。

先ほど言われましたよに、行政区や老人クラブ、PTAなどこの辺のところは町が介入してというわけにはいきませんが、町でできることはかなり私が就任して以来、審議会とか委員会における女性の登用率はかなり増加傾向になっております。最近の数字では審議会が31.3%、委員会が21.9%となつておりまして、平成20年度とていいますと私が就任した年でありますけど、その年とて比べますと、それぞれ23.3ポイントと15.2ポイント増加してております。

女性がその経験と能力を地域社会を含むあらゆる場面で十分に発揮できる男女共同参画社会の形成を促進していくためには、家庭内や地域内での協力が非常に重要でありますので、講演会や

広報、ホームページなどを通じて積極的かつ継続的に情報発信を行い、男女がともに地域で担う役割について認識を高めてまいりたいと考えております。

参考までに申しますと、さっきも言いましたように審議会と委員会はかなりもう上がっておりますね。それで、例えば最近議員も出席をしてもらったりしていますからおわかりでしょうけど、住民協議会とかやりまして、これは最初の試行でやったときは女性の比率は52.6%、女性のほうが多かったんですね。今はまたふやしましたから、人数がふえましたので今46名、そのうちに男性が28名、女性が18名、比率は39.1%ということで、女性の方たちもかなり積極的に発言をされておりますから、こういう初めてのことでありましたが、やってよかったなとそういうふうに考えているところであります。

また、役場の職員の例でいいますと、今の総務課長の前の前は女性の総務課長で、秋吉淑子さんでしたけど、あのころは総務課長で女性のうちだけでしたので、福岡の町村では。そういうこともありましたし、今現在はどういうことかといえますと、管理職14名のうち男性が12、女性が2名で比率でいいますと女性の比率が14%、係長担当職合計29名のうちに男性が16、女性が13名です。比率は45%、一般職39名のうちに男性が16と、それから女性が23でこれは女性のほうが比率が高くて59%です。

そういうことで、役場の職員も女性の比率がかなり高くなってしまっていて、いずれそのうちに男性よりも女性の管理職が多くなる可能性があるだろうと、そんなふうに思っています。

以上です。

○議長（長野 正明） 林議員。

○議員（6番 林 威範） わかりました。先ほど町長言われましたように、住民協議会で私も傍聴させていただくと、やはり女性のほうが身近な意見が出やすいというか、実際体験されていらっしゃるのでも本当に改善をしてほしいところの意見、例えば介護にしてもですけれども、一番手を焼いておられる女性の方の意見を十分に活用しなければならないなと思いながら聞いておりました。

役場は、今は係長さんが29分の13で、一般職が39分の23が女性ということですので、10年ぐらいたつとここの半分ぐらいが女性になるかもしれないという感じになるというふうに意識をしておきます。

それと、審議会はその役場の職員に関して女性がふえることは非常に好ましいと思いますが、実際に区長会とか、本当男性ばかりでその選ぶ段階から女性が排除されているというようなところもあって、これでいいんだろうかってずっと思っているんですね。今後10年、20年たつて男性は残るんだろうかというか、していただける方がどんどん減っていったときに早目の段階からできるような方をふやしていかないと、どんどん地域の力も減っていくんじゃないか

などというふうに不安を思っておりまして、それに対して何か取り組みを早目にしたほうがいいんじゃないかなと個人的には思っております。

いろいろ調べましたところ、全国的に自治会の役員は9割ぐらいが男性で、なかなか女性がないというところで兵庫県の小野市というところは自治会役員に女性を参画させたところに推進事業補助金というものを渡して、そういう地域の活動に積極的に参加する組織として女性を登用するようなところは補助金を多めに上げますよというような取り組みをしているところもありますので、これがいいかどうかは現時点では何とも申し上げにくいですが、そういうことも参考にしながら地域の方も役場が直接かかわらないようなところでも、女性が出やすくなるような取り組みを今後していただきたいと思います。そこはいかがでしょうか。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 先ほども言いましたように、区長会あたりに介入して女性を入れてくれとかというのはなかなか今の段階では難しいところだろうと思いますね。ただ、日本中がそうなんですけども、生産年齢人口がどんどん減っていく中で、女性の人に頑張ってもらわないと国の力を維持できないというか、そういうことになっていますので、これからは町でどうこうじゃなくてそうせざるを得ないようになってくるんじゃないかなと、そういうふうに思っています。

例えば、クォーター制度化とかさっき言われたけど、じゃあ議員にしても4分の1ぐらいを女性にとか、そういうことはちょっとなかなか今の時点では、町単独ではできませんよね。そういうこともありますので、今ここで町でできる範囲以内で今やっているようなことを一生懸命やっていきたいと思いますが、そこ辺はあと審議会以外のところで住民の中で決めていただくようなところは、それぞれの地域で頑張っていただくというか、女性が出やすいように議員さんたちもそういう働きかけをしていただいたほうがいいのではないかなと思います。

以上です。

○議長（長野 正明） 林議員。

○議員（6番 林 威範） わかりました。女性が出にくい空気というか、やっぱりそういうものは非常に多いと思います。こちらが議員12人のうちの、大刀洗町の人口は女性のほうが多いですよ。なのに、議員は女性が1人というのはやはりちょっとどうかなというのも正直思っています。長年培われてきた歴史の中でそういうふうになってしまったんでしょうから、なかなか一気に変えきれないと思いますけれども、いろんな取り組みをして女性が出やすいように、まずは役場のほうからできるところからやっていただけないと、10年後、20年後は危ないなというふうに思いますので、取り組みを今後とも推進をしていただければと思います。

以上で、質問を終わらせていただきます。

○議長（長野 正明） これで、林威範議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（長野 正明） 次に、5番、山田英敏議員、発言席からお願いします。山田議員。

**5番 山田 英敏議員 質問事項**

1. 大刀洗中学校の学力低下に対する対策について
2. 学校の学習環境の整備について

○議員（5番 山田 英敏） 5番、山田でございます。議長の承諾を得ましたので、一般質問をさせていただきます。私は、2件に関して質問をしたいと思っております。

まず、1件目に関しましては先きの安丸議員の一般質問の中に大体ほぼ包含はされておりますが、私なりの思いもちょっと発言をさせていただきたいと思っております。

それから2番目の学校の学習環境の整備について、それを2問目に質問したいと思っております。

それでは、最初の質問ですけれども、私は中学校の件で、小学校、中学校もちろん学力アップ推進事業というのは町内小中学校で推進事業が行われておりますが、特にその中で、中学校の件で質問したいと思っております。

小学校においては、中学校に進学するための基礎的な勉強ということで、そう心配はしていないんですけれども、中学校での学力、それは24年度、25年度、それからことしの26年度、その24、25は結果がわかっておりますが、26は非常に上がっているんじゃないかと期待しておりましたけれども、先ほどの教育長の答弁の中では全部が県の平均以下であると、非常にがっかりしたところであります。

先生方におかれましては、いろいろと授業改善のために一生懸命頑張っていることは私自身も認めますけれども、何しろ成績が上がらないということは何らかの原因があるんじゃないかというふうに思います。私、個人の意見になるかと思いますが、学力を向上させるためには、私はやる気を起こさせる授業、これが一番必要じゃないかというふうに思います。それともう一つは今、非常にタブー視されておりますが、競争させるということも必要じゃないかと思っております。

やる気を起こさせる授業は、今実行されております特別講座、それもその一つかと思っております。学校での授業は、言い方は悪いんですけれどもサラリーマン化した先生の授業であり、マンネリ化した授業であるんじゃないかと、生徒たちにとっては響くものがあるだろうかと思っております。その点、特別講座での講師の熱のこもった講義は引き込まれ、新しいものへの興味が湧いて、やる気を起こさせるものじゃないかなというふうに私は思っております。この特別講座は二極化の解消のためでもあります。全員を対象にした特別講座を実施していただいて、全体のレベルアップをすることで学力向上に結びつくんじゃないかと思っております。

今現在やってあるのは悪いって表現は悪いんですが、理解の遅い生徒、塾に行っていない生徒

そういうものを対象にした特別講座だと聞いております。それを、全体的にこの講座をしたらどうなるのかなというのが私の思いであります。

今、大刀洗町が取り組んでいるユニバーサルデザインの考えのもとで、シンプル・ビジュアル・シェア・リズムの授業改善プランを策定され、努力されているということは、さっきも言いますように十分承知はしております。今後も、この事業を継続して、またことしから3年間の県指定の学力向上のための事業が始まると、先ほどお聞きしました。

今回は、2年後にはぜひレベルアップできるようなそういうものにするというふうな教育長の意気込みですけれども、その辺に関する教育長の考えをもう一度答弁していただきたいと思えます。

○議長（長野 正明） 倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

先ほどから何度も出てきておりますが、6年間学力向上推進事業をやってきましたけれども、残念ながら明確な形ではできません。特に、最近の傾向で目立つことは下位層が非常に多いということにして、少し難しい問題になったりしますと無回答率がすごく高くなる問題がありまして、一番高い、私の記憶では40数%が無回答という問題もあったと思えます。

かなり基礎的な問題でも25%を超える無回答等がありまして、全く全問に答えていない生徒もいるというような状況がありまして、下位層の層の厚さが大変問題になっておりますけれども、この6年間のそういう試行錯誤の中でようやく授業改善に対する共通理解が醸成され、一体として学力を上げなければならないという気持ちにだんだん先生方もなられておりまして、そして本年度はまさに県の指定を受けたこともありまして、全員が1回は研究授業を本年中に行うというようなことまでなりましたので、先ほど私が口幅ったいことに断言はできませんがなどと言いましたけれども、こういう取り組みが続けば2年後ぐらいには本当に成果が出てくるものと期待しております。

また、具体的にどんなことをやっているかということですが、午前中の御質問にお答えもしましたけれども、福岡学力アップ推進事業に取り組んでいるところでありまして、5月には全教職員で研修会を行いました。そこでは、学力向上のプランに基づきましてそれぞれ各教科ごとに子どもの姿、目指す姿を描きながら、県の指導も受けつつ共通理解を図ったところであります。また、その次には学力向上プランに基づいたいわゆる実験授業、授業公開がございまして、全員での授業協議会を行ったところです。また、8月には末でしたけれども、再び指導主事を招聘いたしまして全職員が取り組む研究事業の指導案審議なども行っております。

2つ目は先ほどありましたが、塾講師による特別講座でございますけれども、議員御指摘のように本町の通塾率の低さや学校外での学習時間の短さ等の問題を解決するために、本年度は中学

1、2年生は定期考査前の3日間、中学校3年生は夏休み、冬休みにそれぞれ5日間ずつ、それから10月に入りまして4日実施することにいたしております。また、去る9月18日でしたけれども、保護者を対象にして塾講師の立場から見た受験対策と保護者の心構えについて講演会をいたし、家庭のバックアップもお願いしているところでございます。

それから、3つ目は先ほどもありましたように子ども支援推進事業の取り組みでございましてけれども、学力向上等の基盤となる人間関係の構築を十分になされていないという認識に立ちまして、福岡教育大学との連携で年間10時間ほど学習時間を設けまして人間関係づくりの基本的なスキルを学んでいるということです。そしてまた、授業におきましてはペア活動を取り入れまして友達の考えをしっかりと聞く、自分の考えをしっかりと述べるなどを意識した授業を推進しているところでございます。

この塾講師による講座について、いわゆる下位層の生徒だけではなくて全員にということではございましたけれども、先ほども申しましたように下位層が非常に多いと。だから基礎・基本のところがよくわかっていないといったようなことも考えますと、網羅的に全体にやるということではなくて、やはり集中的に下位層の生徒たちに学力向上の取り組みをしていきたいというふうに、現在のところ考えています。

以上です。

○議長（長野 正明） 山田議員。

○議員（5番 山田 英敏） 午前中の教育長の答弁で大体わかったんですけども、ただ、何しろ成績が悪いというのは間違いのない事実であります。ですから、教育長おっしゃるようないろいろと苦労して、先生方に対しても指導はされているかと思いますが、本当に何が原因なのか、これをやはり考えると町長のおっしゃるそういうふうな先生方の指導も確かに大変だと思いますが、子供たちにやる気を起こさせるこういうのが一番大事じゃないかと思っているんですよ。それで、その辺に関してやる気を起こさせるということは、教育長おっしゃったようないろんな先生方への指導の中で当然あるかと思いますが、もう少し端的に起こさせるようなそういう指導というものはできないんでしょうか。

○議長（長野 正明） 倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） おっしゃることはよくわかります。何が原因なのかということが私たちも明確につかんでおりませんが、私たちの把握では先生方のやっぱり同僚性といいますか、共通認識が一番大事でいわゆるスクールバスモデルというのがございまして、スクールというバスが前進するためには何が一番大事かという研究がございまして、そのためには先生方の共同性が一番大事だというふうに言われています。それが、ようやく最近醸成されてきたというふうに私たちは判断に立っています。

もう一つ子供たちのやる気なんですけど、そのベースにあるところの家庭の問題も大きいと私たちは思っているところです。例えば、先ほど申しましたが8月の末に行いました塾講師による受験対策の心構えですけど、全体で20数名の方がおいでになりましたが、半分は我々の町役場の職員さんが子どもさんを持っていらっしゃる方がおいでになっていて、純粋に町の人々は10人足らずぐらいだったと思います。余りの感心の低さに非常に愕然とした思いがあるんですけども、やはり学力についてよく子どもがいろんところでお話をすると、平場などところでいうならば、教育長さん、勉強ばかりしたっちゃ何もならんもんなどという方は非常に多いですよ。それは確かにその通りです。勉強ばかりしても何もならんんですけど、スポーツばかりしても何もならんすよね。結局バランスの問題なんです。スポーツも勉強もしなくちゃならんと私は思っているんですが、一方的にそういうふうなことが町の雰囲気としてはよく私はそれを人から言われるものですから、そうなのかなと思って聞いています。ですから、子どもの意欲の前にまず保護者がきちんと、あるいは家庭が子どもの学力についてきちんと把握し、伸ばそうと思っただけでいらっしゃるかどうか非常に大きいと思います。

これは、秋田の例でも申し上げましたように、秋田がなぜ伸びるかという家庭の学校に対するリスペクトが非常に高いし、支援が非常に強いんですよ。それがあって子どもたちは素直に先生の授業を聞いているという状況があるということが分析された結果でありまして、まずそこもあるだろうと思います。

次に、3番目がやっぱり先生方が子どもたちに意欲を掻き立てるような授業を展開できるかどうか、これが勝負ですね。これについては私たちの出番ですので、今一生懸命そのところを具体的な事業改善に向けた指導を指導主事、課長を中心として行ってもらっているところです。

以上です。

○議長（長野 正明） 山田議員。

○議員（5番 山田 英敏） 教育長のお話はよくわかるんですけども、何しろ悪いということは悪いんで、その辺を改善するためにはそういうふうないろんな即できるものじゃないかと思いますが、2年後を期待してぜひ頑張ってくださいと思います。

大学入試じゃありませんので、ちょっとこれには該当しないかと思いますが、今テレビなんかでよく出てあります林先生というのがおりますね。ああいう先生の話聞いていますと、もちろんその中学生にああいう話をしてもどうかと思いますけれども、やはり塾の講師であるように真剣におもしろく言ってくれる先生がおったら、子どもたちももう少し興味を持って勉強するんじゃないかなと思います。そういう面で塾講師全てがそういう先生ばかりじゃありませんけれども、塾の講師を使ったそういう授業というのはもう絶対必要じゃないかと思います。

そういう面では、そういう塾講師による指導も3日とか5日とか、それじゃなくしてもう少し



長期的にやっていただいて、興味を覚えてくれれば子どもたちの学力も向上するんじゃないかと思います。そういう面では今後の課題として教育長おっしゃったような内容をももちろん加味しながら先生方の指導もしていただきたいと思います。

それと、ちょっと私がもう一つ言いたいのは、ことしの議会報告会に出席された保護者の一人の父兄の中から、シンガポールへの中学生の派遣事業、これも必要でしょうがその保護者の方は、全員が志望校に通るような指導をしていただきたいという強い要望をしてありました。志望校に入学する、合格率は昨年度、安丸議員の質問に対する答弁の中で80%近いんだということで満足しているような答弁をいただきましたけれども、本当に志望校に皆さんが合格するような入試直前になって志望校を下げるとか、そういう方も入学すれば合格率の中に入っているかと思えます。そういうことでは、もう第1志望に全員が通るような、そういうふうな強い要望をされている方がいらっしゃったことを御報告しておきます。それで、1問目の質問は終わりたいと思いません。

それから、2問目の質問ですけれども、学校の学習環境の整備についてということで質問をしておりますが、これは周辺自治体ではエアコン設置をする予定または確定しているというところがふえております。昨年的一般質問の中では、やはり安丸議員の質問の中では回答としては否定的でありました。ところが、今年また質問をしたのは、周辺の自治体の事情が変わってきております。そういう中で、現在の教育長の気持ちをお聞かせ願いたいと思って質問をしているわけがあります。

昨年度、気温を調べてみますと、7月、8月は最高気温は34度以上がかなりありました。ことしは御存じのように8月はほとんど雨で、最高気温も30度にはなっておりません。ですけれども、子供たちの勉強している環境においては、やっぱり晴れた日は当然30度以上の気温があったと思われれます。来年度も当然この地球温暖化の影響で猛暑が続くと思われれます。生徒たちが勉強に集中できるように、ぜひ教室に空調設備を設置いただきたいということでお願いをしているところです。

ちなみに、周辺自治体のエアコン設置状況を調査してみますと、小郡市は平成26、27年度中に小中学校に設置予定と聞いております。久留米市、大木町は設置工事中であると、朝倉市は二、三年以内に設置予定と聞いております。

教育長は前回の答弁の中で、児童生徒の健康面から、汗をかかなくなって体温調節ができなくなっておると、そういうことで体によくないと言っておりますが、健康面から考えても早急に設置すべきだと思いますが、教育長の今の考えはいかがでしょうか。

○議長（長野 正明） 倉鍵教育長。

○教育長（倉鍵 君明） それでは、普通教室等へのエアコン設置についてでございますけれども、

昨年9月の一般質問の答弁において全く否定したということではございません。確かにこのところ異常気象は尋常ではありませんし、一時的なクールダウンとか、学習環境を整える上では効果があるというふうに考えております。

しかしながら、議員も御指摘のように、児童生徒の体の成長の上で発汗作用を促すことが将来の健康面に重要であること、また、設置費用のほかにランニングコストの財政的負担、さらには地球温暖化などを勘案したときに、総合的に慎重に検討すべきではないかと考えているところで

す。ところで、ことし4月1日現在の文科省の調査では、空調の設置率は、各県についてばらつきがあるものの、全国平均は29.9%、福岡は22.6%です。全国平均では、3年前に比較して11ポイントふえていますし、今後とも、御紹介されましたように周辺自治体でもふえているというふうに思われます。

しかし、設置を決定した自治体の中には、夏休みを短縮することもあるようですし、このことが当事者である児童生徒や教職員に対してどうなのかも検討の一つに加えなければならないと思っております。

エアコン設置につきましては、さまざまな考え方があると思いますので、学校、保護者、地域の方々の御意見等も踏まえながら、教育委員会においても十分に調査検討して、審議してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（長野 正明） 山田議員。

○議員（5番 山田 英敏） 一応わかりました。それで、この前の議会初日に、総務文教厚生委員会のほうが那珂川町へ視察研修に行った報告書を発表されました。私もちょっと見せてもらったんですが、その費用的な面を見ますと、やはり那珂川町に関しては9校で6億4,400万、その費用は国庫補助金、町債、公共施設等の整備基金で賄っています。大刀洗町でも導入するとなれば、財政面への負担もかなり大きくなるかと思えます。学習環境を改善し、学習効率を向上させるためにも、ぜひ前向きに検討していただきたい。今の教育長の言葉の中に、検討していただくという言葉を書きましたので、一応安心はいたしました。

で、中学校は太陽光発電設備を設置済みですが、ほかの4小学校は同時に太陽光発電設備も設置して、環境教育にも寄与できるよう、また、緑のカーテン等も導入し、児童生徒に育成・管理させ、教材として利用することも必要であり、また、電気代の削減にも貢献できると思っておりますので、ぜひ前向きな検討をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（長野 正明） 答弁は必要ですか。

○議員（5番 山田 英敏） いや、いいです。

○議長（長野 正明） 山田議員、お待ちください。大浦子ども課長。

○子ども課長（大浦 克司） 失礼します。ちょっと補足という形でさせていただきたいんですが、この御質問に当たりまして、また各学校にいろいろ調査をかけました。そんな中で、確かに議員御指摘のとおり35度以上のときもございました。7月なんかは特にそうございました。

そんな中で、学校の室温につきましては、それぞれの学校でまた違うんです。例えば、5校ありまして、それぞれの学校で違いますし、1校に2棟あった場合、南側と北棟では大きく10度違うところもありました。そんな中で、ことしはどうでしたかということをお聞きしたところ、まずは子供さんが、これはあっちゃいかんことですが、熱中症になったとかいうふうな、そういった状況にはならなかったということもございます。

それと、学校におきましては、まず水筒を持ってくることで、外に出るときは帽子をかぶる。そして、余り暑いときには校庭での活動は控えること。そして、小学校におきましては、各教室に扇風機を設置してそれで対応しているということもございました。ある1校の教頭先生なりにお聞きすると、やはりあれば確かにいいんだろうけど、やはり環境面とか、いろんなことを考えたら、子供たちは元気ですし、それもありましようけど、そういうお金があるならば——これは一個人の御意見としてお聞きください。やはり人的な支援とか、そういったものにしていただくとうごくいいかもしれませんというお話もいただきました。そういったところをちょっと補足させていただきます。済みませんでした。

○議長（長野 正明） 山田議員。

○議員（5番 山田 英敏） ありがとうございます。

それで、熱中症に関して私もちょっと三井消防署に行きまして確認した結果では、去年は熱中症で搬送された人数が17件、ことしは御存じのように雨が多くてそう暑くなかったんだろうと思います。そういうことで、ことしは今までに4件熱中症で搬送したというふうに聞いております。これは一応参考です。まあ、ぜひ来年はよろしくお願ひしたいと思います。

以上で、終わります。

○議長（長野 正明） これで、山田英敏議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（長野 正明） 次に、最後になりますけれども、4番、平山賢治議員、発言席よりお願ひいたします。

4番 平山 賢治議員 質問事項

1. 専決処分の解釈・運用について
2. 医療・介護総合法の改定にともなう影響について

### 3. 経済の悪化と生活困難の解決について

○議員（4番 平山 賢治） こんにちは、4番、平山です。慣例によりまして、今回もトリを務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

今回も大きく3点について質問をさせていただきますが、いずれも全国的に地方に発生している課題ということで、少しその前段として述べさせていただきますことがございます。

今、不況と財政悪化の悪循環が続く中で、現在の安倍内閣はこれを解消する改革を打ち出すどころか、日本経済の悪循環に拍車をかける政策を推進しています。すなわち巨大企業や富裕層、軍需産業、ゼネコンには巨額の公共事業を用意する。あるいは、大企業向け法人税は大減税する。登記に係る税率を低く抑えてやる。トヨタがこの5年間、法人税の国税分を一円も払っていなかったことは、世界に衝撃を与えました。

政府は消費税の……

○議長（長野 正明） 平山議員に申し上げます。通告に関係ないものは受け付けません。

○議員（4番 平山 賢治） いや、質問じゃないんですけど、通告にない質問をしてるわけじゃないんですけど。

○議長（長野 正明） ここは一般質問の場ですから、質問に移ってください。

○議員（4番 平山 賢治） その質問の前段としてこれが必要なもので、ちょっと申し上げているんですけど。通告にない質問をしたら、ちょっと違うんじゃないですか。

○議長（長野 正明） 一般質問ですから、通告に沿って質問をお願いします。

○議員（4番 平山 賢治） だから、私の持ち時間で、これはその前段としてしゃべっているわけで、だから、そこに介入するのはおかしいです。

○議長（長野 正明） 余り質問とは関係ないようなお話でございます。

○議員（4番 平山 賢治） いやいや、だから、私の持ち時間だから、質問の前段としてやっているんだから。

○議長（長野 正明） いや、持ち時間内でも質問に関係ない部分は削除してください。

○議員（4番 平山 賢治） それは受けられません。質問に関係ありますから。ですから、それは解釈が間違っていると思う。

今、今度は消費税の増税分5兆円を全額福祉に使うと言っていますが、その実態は、これまで福祉に使っていた法人税や所得税を福祉から引き上げて、その穴に消費税を流し込むということで、何の充実にもなっておりません。消費税を福祉拡充に使うのは、わずか5,000億円であると報告がされています。このようなやり方で国民を欺き、一部の層に莫大な利益を上げる……

○議長（長野 正明） 平山議員、持論を展開するのはおやめになってください。

○議員（4番 平山 賢治） 持論を展開するのが一般質問だと思いますけど。ちょっとそこ介

入するんだったら時計をとめてもらえませんか、その辺。ちょっと休憩しますか。時計を回してて、そういう介入をされるとちょっと困るんです。

○議長（長野 正明） 基本的に、持論をここでどうとうと述べられても、一般質問の時間ですから、質問に沿った、関連した前段なら許可しますけども。

○議員（4番 平山 賢治） だから、関連してるんだから。だから、そういうちょっと一方的な介入はやめてもらえませんか、終わってからだったら、ちょっとお話を聞きますから。

一部の層には莫大な利益を上げさせる一方で、私たち大多数の国民には、消費税増税や年金給付削減など、負担増と給付減、サービス削減を押しつけてきています。

雇用の破壊も深刻であります。正規職員としての雇用が保障されず、不安定な身分で長時間労働が蔓延しています。これでは人間としての健康的で文化的な生活も、将来に向けての希望も持てませんし、安心して子育てできる環境も育ちません。今、こうした弱肉強食の政治があらゆる点で行き詰まり、経済でも、財政でも、あるいは社会保障でも、次の世代にバトンが繋がらないという危機的状況に陥っています。

今回、介護・医療の一括法が出ております。それから、子育てに関する3法も出ております。この国の地方に対する政治のあり方も大いに問題であります。地方分権とか、地域主権と言いながら、町長も先ほどおっしゃっていましたが、実際には財源を保障せずに事業ばかりを次々と市町村に押しつけてくる。いずれも市町村に大きな負担を強いながら、その財源をまともに保障できないというありさまであります。市町村の現場も混乱し、行政職員も次から次へとあらわれる新制度の対応に疲弊しております。地方政治にかかわる者として、行政としても、議会としても、こうした地方いじめの政治に正面から異議を唱え、住民の立場での福祉を行えるよう要求して、協働で戦っていく姿勢が今こそ求められているのではないのでしょうか。私どもも一貫してこの立場で政治に当たってまいります。

さて、質問でございます。それを踏まえてです。

1点目は、専決処分のあり方であります。

専決処分は地方自治法179条、180条に規定がございます。すなわち、本来は議会の議決を経なければならない事柄について、幾つかの例外的な状況でのみ首長が議会にかけずに処分を行うことができるとする制度であります。

179条では4項目にわたり専決処分が可能な条件を挙げております。御承知と思いますが、議会が成立しないとき、あるいは除斥事項に該当するとき、3つ目には、特に緊急を要するので議会を招集する時間がないと明らかであると認めるとき、4つ目には、議会が議決すべき事件を議決しないときであります。これらの状態にあるときに、例外的に専決処分が認められるということでもあります。

ところが、実際においては、これは全国的な傾向ですが、厳密にはこれらの要件に該当しない事件が議会を経ずに専決処分されているのではないかと認識しておる次第でございます。前回の6月定例会でも議案質疑の中で述べましたけれども、改めて問題を整理して、当局の見解を問うものであります。

専決処分の要件と運用の解釈、また、同様の事例に対する他市町村の状況について答弁を求めます。よろしく申し上げます。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） それでは、平山議員の質問にお答えをします。

専決処分については、今、議員が言われたとおり地方自治法第179条に規定されておまして、先ほどあなたが言われたとおりです。専決処分をしていいというようなことは極めて限定的に適用されるべきものであると考えております。

議員も御承知のとおり、地方税法は毎年のように一部改正が行われており、国会で改正地方税法が成立する時期はおおむね3月末ぎりぎりになることが多く、このため、どの市町村も国会審議の進行状況を常に注視しつつ、いざ法律が通ったとしても短期間のうちに条例改正作業を行わなければならない状況です。

しかしながら、ことし3月に行いました税条例の一部を改正する条例については、少し検討の余地があるとも考えております。今回の改正は、平成26年4月1日適用の規定もありましたが、平成27年4月1日適用の規定や、平成28年4月1日適用の規定もございました。

近隣の市町村の状況でございますが、久留米市、春日市においては、4月1日適用分のみ専決処分を行い、それ以外については、6月議会などに議案として上程されております。また、小郡市、うきは市、朝倉市、筑前町などにおいては、3月末に専決処分により制定されております。

先ほど申しましたように、地方税法が年度末ぎりぎりでも改正されますので、改正内容の精査にまで行き渡らないところがあり、分割して上程することができるのか検討することが必要ですが、今後とも適切に対処してまいりたいと考えております。

次に、国民健康保険税条例の一部改正についても同じような考えで、地方税法の一部を改正する政令が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日から施行とされたことにより、物理的に議会開催が困難と判断し、専決処分としたところであります。

お尋ねの近隣の市町村の状況でございますが、小郡市、朝倉市、うきは市などにおいても、当町と同じように3月に専決処分され、6月議会にて専決の報告がなされております。

以上であります。

○議長（長野 正明） 再質問があれば、どうぞ。平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） まず1つ確認したいんですが、例えば、ことし4月時点の専決等

ございまして、地方税法の一部改正、それから来年度に係る部分については検討の余地があったのではないかとのお答えがありました。そこは一定前進のお答えをいただいたのではないかとと思いますが、例えば来年、これがまたことしと同様の議案が出た場合に、町としてはどのように処理をなさろうと考えていらっしゃるか。その地方税もそうです、それから国保税もそうですが、その辺はいかがですか。

○議長（長野 正明） 渡邊税務課長。

○税務課長（渡邊 康弘） 先ほど町長のほうから答弁がありましたように、今回の条例改正につきましては、近隣の市町村の部分がやや調査不足というところもありまして、一括してさしていただいたところですが、やはり地方税法の改正、国のほうが行っているのがどうしても例年3月末、ほとんどもう末ぎりぎりで行われておりますので、法律につきましては、さかのぼって活用するとか、そういうことができないようになっておりますので、4月1日適用の分については、これまでどおりやはり専決処分をさせていただくしかないのかなとは考えておりますが、もし、今回のように次年度とか、翌々年度等の適用分がありましたら、内容を十分検討して、そのときにまた検討させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（長野 正明） よろしいですか。川原健康福祉課長。

○健康福祉課長（川原 久明） 平山議員の御質問にお答えいたします。

今、税務課長のほうから申されましたように、国保税についても同じような考えで今後は進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（長野 正明） 平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） 先ほどお答えがありましたように、久留米、春日あるいは大宰府等というのも聞いておりますけれども、来年度以降の適用分については、当然ながら、これは特に緊急を要するため時間的余裕がないということには該当しないということで、その自治体では分離してこれを議会にかけておるわけですが、こうした立場がやっぱり本来の法律に基づく立場だと思いますので、その点については、今の答弁もありましたように、今後こういった将来的な時間的余裕があるのに専決処分を行うということがないように、この辺は強く要望しておきたいと思っております。

それから、もう一つは、仮に3月31日に確かに地方税法が公布されて、4月1日から執行という、これがもう制度として非常にやっぱりいびつな、異常な状態というふうに言わざるを得ません。特に、住民に不利益をこうむらせるような、住民が不利益をこうむるような増税案件とか、負担をさせる案件というものが議会の審議をされずに、いきなりその税率の改正ということで専

決処分されるということが、まさにこれは民主主義国家を否定する国の制度として暴挙じゃないかということで、ここをまずやはり我々に変えさせないといけないと思っています。

で、そのために運動しますけれども、やはり地方自治体もこの地方税法が3月末いっぱいに来て、4月1日から執行しなくてはならないと、この状態については引き続きやはり国に対してこの問題、きちんと我々に不利益変更部分については、特にその税率とか、そういうものの最も地方政治にかかわる部分についてはきちんと審査させるような制度の充実というものを、地方行政としても求めていくべきだと思いますが、その辺の見解はいかがですか。

○議長（長野 正明） どなたが答弁されますか。山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） 平山議員の御質問にお答えしますけど、確かに国のほうがぎりぎり3月31日に地方税法等の一部改正が長年続いているような状況でございますので、これについて私たちがどのように国等に対して意見が言えるかどうかちょっとわかりませんが、できれば、やはり十分審議されるような期間内に成立していただけるのが望ましいと思っておりますので、どのくらい力が及ぶかわかりませんが、何かあれば、議員の皆さんも協力をお願いしたいというふうに考えているところでございます。

○議長（長野 正明） 平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） 全国町村議長会もこれについては、その地方税の日程の問題もそうなんですけど、この専決処分自体も町村議長会としましても改正を要望しておりまして、専決処分は議会の議決権が軽視される一因となっているため、議会が不承認とした場合、この効力が存続するものは効力を失わせ、改めて提案させるなどの措置を義務づけるべきであるという申し入れ、主張を行っております。

また、私どもの大刀洗町の議会運営委員会といたしましても、いたずらに専決処分を行わずに、議案として議会に諮ることを先日申し入れておりますので、これが議会の総意でありますので、今後の方針については、その方法でよろしく願いいたします。

もう一点は、国保税についてですが、国保税についても、先ほど答弁がありましたように、今回は低所得者の軽減の拡大と年間上限額の引き上げが専決処分されております。しかし、筑後市などを見ますと、国保税の変更に係るものは、これは議会に上程されて審議されておるような現状がありまして、決して時間的余裕が必ずないということではないのであります。これについても議案としてこれは審議される方向で改善を図るべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（長野 正明） 川原健康福祉課長。

○健康福祉課長（川原 久明） 平山議員の御質問にお答えいたします。

確かに非常に重要な内容だと思いますので、今後の対応につきましては、十分検討した上で進めたいというふうに思っております。



以上です。

○議長（長野 正明） 平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） 国保税の専決について一言述べますと、隣の隣の基山町がことしの6月に、同様の国保税の上限の専決処分でしたが、これを不承認としております。

それに対する主な議論は、やはり議会の審議権を奪っている、時間がないことはないじゃないかということで、専決処分を、これを不認定としたわけです。一部住民の不利益になる条例を専決処分することは不承認ということで、それを受けまして、7月に基山町長が公告を出しております。これに適切な処置をとるということで、これの中で不承認については、「この結果を重く受けとめるとともに、今回の議案説明を省察いたします」と。「今後は当該責務を踏まえ全員職員挙げて慎重かつ適正な執行に取り組んでまいります」ということで書いておりますので、流れとしては、やっぱり近隣でもこういうものは一連の専決処分の適正がどうなのか、適応性がどうなのかということが、やはり地方自治で問われて以降、これを議会としても厳しく見る傾向は出ておりますので、やはり行政も時間的余裕がないということで決してこれを広く捉えることなく、当初答弁いただいたような厳格な方針で今後の運営をやっていただきたいと。

特に、阿久根市の問題がありましたときに、当時の片山総務大臣が記者会見の中でこの見解を述べております。そもそも議会は3日で召集できると。特別の場合は3日以内でも招集できるとすると。だから、税の専決処分もおかしいというところまで片山総務大臣は踏み込んでいらっしゃいます。で、鳥取県知事時代は、もう専決をやめて、全部審議していただいたと。これがまさに議会制民主主義の基本的な立場だろうと思います。

で、これまで述べてきたように、専決処分はその性格上極めて危険な側面を持った制度であり、抑制的な適応をなされるべきであろうと思います。

で、仮に専決処分をしたにせよ、速やかに議会の承認を得なければなりません。6月定例会を待つのではなく、例えば、税の専決処分のための議会をあらかじめ私どもと、議会と打ち合わせていただいて構わないわけです。毎年毎年3月31日付で税条例が来るということは大体わかっているわけですから、そのための説明なり、あるいは、速やかな承認のための臨時議会なりをもうあらかじめどこかに設定しておくということは、これは可能なわけでございます。鳥取県は恐らくそういう動きをされていると思うんですが、それも含めて、3月、4月については双方でこれをあらかじめ調整して、民主的な運営をすればいいと思いますけども、そこについて、最後、お考えを聞きたいと思いますが。

○議長（長野 正明） 佐藤副町長。

○副町長（佐藤 嘉洋） 国保が一番象徴的な形で話されているんですが、一般的な話としてお答えさせていただきます。

自治方法のほうの法律の規定そのものの再度確認なんですが、平山議員のおっしゃるとおり、基本的に議会招集については首長が3日前に告示しないといけないというふうになっております。ただし、その緊急を要する場合についてはその限りでないということになっておりますが、自治法の逐条解説のほうを見ますと、必ずしもその3日前の告示ではないとしまして、もう常に少なくとも全ての議員が開会までに参集し得る時間的余裕を置いて告示しなければならないというふうな解釈になっておりまして、これが31日に施行しまして、4月1日から適用という状況で、これが現実的な話かというところが1点あると思います。

それで、そもそもこの専決要件の中で首長のほうで適用する場合に、いわゆる緊急を要するか否かの認定は、それが議会の運営に著しく妥当を欠くと認められない限り招集権者の裁量に任せられているものであるというふうに、これも行政実例で、これはもう昭和32年のほうで出されているものでございまして、いわゆる首長が専決を行うにおいても、主観ではなく客観性がないといけませんよということがここで書いてあるわけですが、こちら側としては、幾らなんでもその3月31日に決まったものを、これらの規定を踏まえてもやはり臨時議会を開いて、前もってというところでは決して客観性を欠くような乱用には当たらないんじゃないかというふうに理解しておるところでございまして、ここの客観性という部分をどういうふうに判断をするかというところですが、これについては、まず議会のほうでも御審議いただければというふうに思っておるところでございまして。

以上です。

○議長（長野 正明） 平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） わかりました。客観性の適用につきましては、今後とも私どもも研究していきたいと思っております。

ただ、例えば仮に専決処分した後にも速やかにその議会の承認を得ると、そういう立場で、例えば4月初頭に臨時議会をあらかじめ調整しておく、そういうことは非常に可能であろうというふうに思います。6月議会を待つまでもなく。

あるいは、その国保税の審議をいたすということで、いろいろ毎年のことではございますから、そこら辺の可能性については今後行政としても御検討いただきたいと、その辺は強く申し上げたいと思います。

第2点目でございます。2点目は、医療・介護の問題であります。先ほど、冒頭に他の議員からも質問がございましたので、できるだけ重複しない角度からの質問を心がけたいと思います。

ことしの6月19日に、いわゆる医療・介護総合法が可決・成立しました。本来の制度の趣旨に反して、多くの方を保険給付から外し、サービス削減と負担増という大問題、そして、市町村にその事務の多くを押しつけるという問題だらけの制度となっております。

私どもは、この法案に国会では反対いたしましたけれども、その趣旨は以下のとおりであります。第1に、要支援1、2の方を介護保険のサービスから外に押し出す動きがつけられていることとあります。訪問・通所介護は保険給付を廃止し、市町村が実施している地域支援事業に新たなメニューを設ける。総合事業へは2015年から移行開始し、17年までに全市町村で実施させるとしています。

第2に、要介護1、2の方を施設入所から原則外すという動きであります。要介護1、2といっても、決して個々の問題が軽いというわけではなく、切実な入所が求められる事情の方が多いということです。

第3に、被保険者負担増の問題であります。介護保険始まって以来、初の本人2割負担が強行されようとしています。国会の論戦では、2割負担を推進する可処分所得の計算の破綻が明らかになったにもかかわらず、政府は負担増を強行しました。

第4に、入院用ベッドの削減など、医療の切り捨てであります。都道府県に病床再編計画をつくらせ、ペナルティーまで課して病院追い出しを加速させるとしています。

これらの決定は予算削減ありきの政策であり、社会が求める介護制度の充実に逆行するばかりか、サービス削減、報酬切り下げにより、ますます地域は疲弊し、経済の再生にも逆行するものと指摘しなければなりません。行政や住民への影響は深刻であります。

そこで、まず現状の数値や基本的な方針についてお尋ねいたします。重複は結構でございます。通告しておりますのは、要支援・要介護の認定者数、訪問介護・通所介護の利用者数、特養老人ホームの待機者——特に要介護1、2の方、介護保険利用料が2割に引き上げられる対象者数、それから、福祉部門の充実、人員の確保について、6つ目に要介護認定者の障害者控除認定の周知についてでございます。

以上、答弁をよろしく願いいたします。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） では、平山議員の質問にお答えをいたします。

後藤議員の質問のときにも同じような質問がありまして、お答えしたところですが、何せ国からのガイドライン案が7月末によく示された段階で、とにかく金は出さないけど、いろいろやれと言ってきているんです。

で、今のところ職員を初め包括支援センター、それから社協などいろいろ頑張ってもらっているんですけれども、これにまた今回の新しいその仕組みを取り入れてやるとなると、今までに何か人間をちょっとプラスすればできるとかいうものではないだろうと思っているんです。

ですから、やり方をいろいろ考えて取り組まなきゃいけないだろうと思っています。例えば、先進事例の例もありますけれども、そういうものをそっくりまねしたって、うちあたりでできるわ

けないし、で、できれば、その大刀洗方式というか、なるべく金をかけずにうまくやれるような仕組みができないかなと、そういうふうにも今のところ思っているんですけど、実際これから、数年は猶予期間もあるようですから、しっかりと検討して取り組んでいきたいなと思っています。

それぞれの項目については担当課のほうからお答えをさせます。

○議長（長野 正明） 川原健康福祉課長。

○健康福祉課長（川原 久明） 平山議員の御質問についてお答えいたします。健康福祉課の川原です。よろしくお願いいたします。

まず、第1点目の要支援認定者につきましては172名でございます。要介護認定者につきましては466名となっております。

2点目の訪問介護・通所介護の利用者数は、今後の町の対策方針には、についてですけれども、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみの世帯、認知高齢者の増加が予測される中、介護が必要な状況になっても住みなれた地域で暮らし続けることができるよう、介護、医療、地域が一体となってその地域の特性に応じて支援体制を整備する地域包括ケアシステムを構築することになっております。これは、今御意見が出ておるとおりです。

今回の改正で要介護1、2の方の予防給付のうち訪問介護・通所介護が全国一律の基準に基づくサービスから、地域の実情に応じて市町村が効果的・効率的に実施することができる新しい総合事業へ移行することになります。議員御質問の要支援1、2の方で新しい総合支援事業へ移行する方は約140名ほどと考えております。町としては、新しいサービスへの移行がスムーズに行われるよう体制を整えていく必要があると考えております。訪問型・通所型サービスや生活支援サービスは、事業所のみならず地域で支える部分については地域で事業展開も視野に入れて今後検討を進めていきたいと考えております。

次に、3点目の特別養護老人ホーム待機者数は、特に要介護1、2の方は、についてですけれども、午前中の質問でお答えしたとおり88名でございます。そのうち要介護1、2の方は31名というふうになっております。

町内2カ所の特別養護老人ホームがあり、現在の定員は100名ですが、ことし中に新たに40名の定員の施設が開設されるということは、午前中でもお答えしておるとおりでございます。

あと、4番目の介護保険利用料が2割に上がる対象者数は、についてでございます。現在、介護保険利用の自己負担については一律1割負担となっておりますが、今回の法改正により負担能力のある一定以上の所得がある方について、自己負担が2割とされています。当町では、その対象となる方は認定者数の約6.5%に当たる40名程度と見込んでおりますが、自己負担については月額の上限がございますので、必ずしも2倍になるわけではございません。

今回の法改正は、利用料の上昇が保険料の上昇につながることから、可能な限り保険料の上昇を抑えるために行ったものであるというふうに考えております。

また、この自己負担等の部分については、今、広域のほうで取り組みをしておりますので、今後そちらのほうでシステムの改修等を進めていくということになると思います。

それから、5点目の人員確保については、後ほど総務課長のほうからお答えをいたします。

6点目の要介護認定者の障害者控除認定の周知・推進を、についてですけれども、要介護の状況で障害者等々の状況にある場合、所得税等の障害者控除の認定を受けていることにより控除が受けられます。現在、要介護者について税務課の広報や福祉課の広報等により周知を行っている状況であります。今後もより一層周知に努めてまいりたいと考えております。

昨年につきましては、申告の前の2月の広報のほうに載せさせていただいて広報等を行っております。今後ともより一層の広報等に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（長野 正明） 山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） 総務課長の山本でございます。

次に、最後になりますけど、5点目の福祉部局の充実、人員の確保ということについて答弁させていただきます。

本年4月1日現在で当町の福祉部局には、一般行政関係が11人、それから国民健康保険関係が2人、後期高齢者医療保険関係が1人、介護保険関係が3人の合計17人でございます。率にしまして、全職員が82名おりますので、20.7%ということになりまして、職員の5分の1が福祉部局に配置している状況でございます。

町としましては、今回の法改正による地域包括ケアシステムの構築等に向けて、本年4月の人事異動によりまして、介護保険を所管する健康福祉課福祉係に職員1名を増員したところでございます。

以上で、平山議員の質問に対する答弁を終わります。

○議長（長野 正明） 平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） ありがとうございます。

では、再質問をさせていただきますが、特に、今、要支援の方で訪問介護や通所介護を利用されている方が、この制度移行後も安心してそのサービスを受けられるのかどうかというのが、実際に現場の皆さんが一番心配されているところだと思うんです。例えば、今は民間の事業所でそういう介護を受けている方が、これまでどおり事業所でその介護サービスが受けられるのか、まずそこら辺についてちょっと今後の予測といたしますか、見解をお尋ねしたいんですが。

○議長（長野 正明） 川原健康福祉課長。

○健康福祉課長（川原 久明） 平山議員の御質問にお答えいたします。

今言われましたように、もともと国の一律の制度が市町村においてくるということは、もともとの要因としましては、今後の団塊の世代が後期高齢になったときに人数が膨大にふえてくるということで、今の制度では賄えないということがもともとの発端だと思います。

それを市町村で賄うということであれば、今までの国の制度をそのまま町に移行しただけでは到底町でも賄えないと思っております。

それを何でカバーするかというのは、国が考えておりますのは、地域力、いわゆる連携して地域の資源を活用して、今、地域で活動されてあるいろんな団体、ボランティアでありますとか、NPOでありますとか、いろんな地域を支えてあるいろんな活動をされてある団体の方に一部担っていただいて、その部分をカバーできないかということが国の考えであります。そのための仕組みを今から町で考えていかないといけないというふうに思っております。

国ができないことを市町村でやりなさいというのは、非常に市町村としては厳しいと思っております。

今まで地域で何をしてきたか、大刀洗町の福祉施策がどうだったかというのが土台にあると思います。それを踏まえた上で、新しい、そういう支えられる体制をつくれるかどうかというのは、午前中、町長が申し上げましたとおり、町の力量を試されるというふうに思っております。

以上です。

○議長（長野 正明） 平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） この点については、先ほど町長もおっしゃったように、本当に国は金を出さずに事業を市町村に押しつけてくるというのは、全くそのとおりであって、特にこの部分については金はへずるぞと、君たちでいろんな資源を活用してやりなさいということで示しが出ております。

例えば、運営とか人員単価については国として一律の基準は定めないとか、運営費を削減するためにNPOやボランティアによるサービス提供も可能にするとか、あるいは事業を委託する単価は現在の介護報酬以下に設定するとか、利用料は要介護者の負担を下回らないよう徴収しなさいとか、事業費の伸びを抑えることとか、いろいろ書いてあるんですが、すなわちこれらの代替サービスには人員基準も運営基準もなく、予算には上限がつけられ、給付費の削減が義務づけられると。こういう国の方針どおりだと、やはりこのこれまでどおりのサービスが立ち行かなくなるというのは明らかだと思うんですけども、その辺は再度いかがですか。

○議長（長野 正明） 川原健康福祉課長。

○健康福祉課長（川原 久明） 先ほども申しましたように、当然国の制度から移行しますので、先ほども言われましたように、新しい町の取り組みなりのことを考えるなり、今、先進地で埼玉

県の和光市ですか、盛んに和光市が取り上げられております。もともと地域ケアシステムというのは施設から地域へ、家庭へ、要は住みなれた地域なり家庭で生活できるようにという仕組みをということです。もう施設では賄えないということです。そのための取り組みとして、和光市が非常に今、地域包括ケアシステム、地域ケア会議を中心とした取り組みを行っております。それで非常に効果を上げております。ちょっと数字を持ってきておりませんが、かなりの割合の方が解消というか、介護度の解消なり、維持ということで効果を上げて注目されておりますけども、大分県、県内全部、和光市方式で、福岡県の研修会でも和光市方式を取り入れた大分県の発表が行われております。ただ、果たしてそれでいいのかというところもあります。それぞれの町のやっぱり独自性というか、地域性を生かして、その町にあったシステムをつくらないといけないんじゃないかというふうに思っております。

そのために今後できるだけ、100%そのままできるかというのは、非常に今言われたように疑問なところがありますけども、できるだけ移行された方が、前のサービスなり、サービス低下にならないような形の体制をつくっていくことが必要だというふうに考えております。

○議長（長野 正明） 平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） 今、お答えいただいた埼玉の和光市というのが先進的な取り組みということで大変注目を集めてるんですが、その和光市の担当者が、和光市が今、厚生労働大臣の地元なんですが、すぐれた和光市の担当者が、今回の改定によって介護が必要になっても連続してサービスが受けられるというふうに厚労省は推奨してるんですが、しかし、その担当者は要支援者をこの新しいサービスに移せば市の負担が大きくなり、自主サークル的なものでも対応しなければならぬというふうには、やはりこの和光市も大きくこれは今回の改定については危惧を述べている、それほどやっぱり先進の取り組みをしてきた自治体でも今回の改定というのは無影響ではいられない、非常にここが一番の今回の法制定のポイントであろうと思いますので、この点についてはもう現状を後退させないとか、本来介護保険というのはここで悪化させないとか、健康に持っていくというところから始まっているわけですから、その精神にのってここら辺の措置を十分な検討をお願いしたいと、この辺、お願いしたいと思います。

それから2つ目ですが、要介護1、2の方の入所問題なんですが、待機者が大体全国区で52万人で、要介護1、2が18万人と。先ほどは大刀洗では約4割ぐらいの方が要介護1、2の方の待機者だというふうになっています。しかし、先ほど申し上げましたように、要介護1、2だから状況が軽いということは実際ございませんで、状態によってはより入所が切実に求められる方がたくさんいらっしゃるわけがございます。

国は例外の事情についてもガイドラインを示すとしています。そして、やはり要介護1、2の方の入居申請の理由の多くを占めるのが、やっぱり介護者不在とか住宅問題というのが入所対象

となるかは今後国が決定するとしています。

私どもは、家族のサポートができない場合など、条件を広く見るべきだと国に要求をしております。

それで、政府は有料老人ホームやサービスつき高齢者住宅を受け皿にするとはいいますが、これらの施設を利用するには、部屋代、食費、介護サービスの利用料合わせて、月額やはり15から25の負担が必要でございます。特養申請者の多くは、低年金の高齢者ということもあり、到底こういった施設が受け皿にはならないと思いますが、ここはいかがでしょうか。

それと、今後、軽費老人ホームとか地域優良賃貸住宅等の低所得者で身寄りのない方にも住まいを補償できるような制度拡大が求められると思えますけど、その辺いかがですか。

○議長（長野 正明） 川原健康福祉課長。

○健康福祉課長（川原 久明） 平山議員の御質問にお答えいたします。

今、御質問の特別養護老人ホームの入所の厳格化でございます。

今回の改正によりまして、中重度の要介護者に限定するという方針に基づいて、3以上の方が入所対象になります。ただし、これには特例入所ということがあります。要件等を満たせば1、2の方でも特例の条件を満たせば入所できるということで、全くできないということではまずございません。それと、それでも入所できない方は出てくると思えますが、それを全体の、先ほど言いました、地域ケアシステムの中でどこの部分で支えていくかということは今後検討していくということになると思えます。当然、施設に入所できない方が出てくる、それを地域なり施設なり、どこで支えていくかというのは今後検討課題だと思っております。

以上です。

○議長（長野 正明） 平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） 介護度の数字で見るとはなくて、1、2のところこそむしろ入所が必要な方が多数いらっしゃるという、その辺の本来、老人福祉法とか、そちらのほうの見るべき方もたくさんいらっしゃると思うので、そこが縮小されて、ずっと予算なり制度が縮小されてきましたので、全部何か介護保険まかせということになっておりますが、そこら辺の1、2の方が入所できないということがないように、ぜひ町でここは注意して制度構築に当たっていただきたいと思えます。

それから、3つ目に負担増の問題でございます。

先ほどの町の答弁では6%ぐらい、全国的には20%ぐらいの方がこの2割自己負担に大体当たるといふようになっております。これは、国が示した可処分所得のでたらめを追及して根拠が崩れたんだけど、崩れた根拠のもと、2割負担が強行されておりますし、また低所得者への食費、居住費の負担減を打ち切るとしています。貧困化が進み、待機者がふえる中、重大な逆行



と考えます。これは、影響が少なくないと思いますし、広域連合も含めて、これは法に基づく軽減に加えて、やはり独自の軽減も含めた十分な検討が必要だと思いますけど、この辺はいかがですか。

○議長（長野 正明） 川原健康福祉課長。

○健康福祉課長（川原 久明） 平山議員の御質問ですけれども、平山議員の言われましたとおり今回改正になります。これにつきましては、先ほどの答弁で答えましたとおり、負担の平準化を図るという国の考えに基づいて行われております。

この部分につきましては、福岡県につきましては、特にうちもですけれども、広域連合で事業を進めておりますので、広域連合の中で協議を進めていく形になると思います。

町単独の部分ではございませんけれども、その中で町としての意見を出しながら進めていくことになると思います。ただし、これは国で決まったことですので、この制度をいかに運用していくかというところで今後進めていくことになると思います。

以上です。

○議長（長野 正明） 平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） これまでも福岡県の介護広域連合は、独自の減免をしないなど、非常に被保険者に対して冷たい政治を行ってきましたので、今後はこうした実例を踏まえながら独自の負担軽減とか適切な負担、これはどういうことなのかということ十分にここも検討をして、広域連合なりに町の要望を十分伝えていただきたいと思います。この辺を強く要望したいと思います。

る述べてまいりましたけれども、国が言うように金がないからサービス削減というのは本末転倒でございまして、国の予算削減ありきの在宅化では現状は何ら改善されないというのは既に明らかになっているのではないのでしょうか。

自治体でサービス単価を減らしたり、利用を制限したり、自己負担をふやすことが今から起こってくるかもしれませんし、市町村は給付費削減を義務づけられてサービスが後退するというのが、今後このままいけば明らかなことではないのでしょうか。

自治体の財政力や介護保険資源に左右され、自治体によって必要な支援が奪われることのないように、国に対して責任を持つように、地方としても要求を挙げていただくように強く求めるものであります。

それから、6月にもやりましたが、子育て3法も介護保険制度を基礎に構築されたものでした。その中で子育て3法の当初案では、自治体の保育責任の放棄や直接契約、資格の規制緩和、安価な労働力など、自治体と当事者に責任を押しつける重大な問題がありました。

しかしながら、この保育関係では保護者や保育関係者の大きな運動で、自治体の保育責任の明

確化や保育時間の一定の確保など、後退を許さず権利を勝ち取った貴重な教訓も生まれております。

社会構造の変化の中で、介護問題が多くの人々の切実な要求として広がる中、これ以上の後退を許さず、住民の健康と権利を守る立場での対応をよろしく願いいたします。

大きく3点目でございます。4月から消費税増税など負担増と年金削減などの給付切り下げ、さらには調査によりますと賃金も下落ということで、10兆円の国民負担増がのしかかってきております。

4月から6月期の国内総生産は前期比で年率7.1%の落ち込みと速報よりさらに悪化しているところでございます。

そこで、質問でございますが、大刀洗町において町内の景気動向、住民の生活実態はどうか、2つ目に全国的な問題であります。住民の低所得や生活困窮、貧困率の拡大などの、主な要因はどこにあると分析しているか、3点目にこれらの問題を個別の問題として処理せず、社会全体の問題として捉え、町においても福祉の諸制度の積極的な活用・拡充が求められると考えるが、いかがでしょうか。

以上、答弁をよろしく申し上げます。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） では、平山議員の質問にお答えをいたします。

まず、1点目の町内の景気動向はどうかについてであります。具体的な数字による判断ではありませんが、商工業者の設備投資が非常に少ない点や、農業においては、夏の長雨で園芸作物や米、大豆に悪い影響がある点を考慮すると、動向的にはマイナスと判断できます。

しかし、一方では消費税率アップに伴う対策として増額発売された1億円分のプレミアム商品券は早期完売の状況であり、地域内での消費喚起は図られているものと思われ。住宅改修事業補助金については、平成24年度と25年度のいずれも10割交付しており、また今年度も例年並みの出だしとなっており、これらのことから判断すると、景気の落ち込みは比較的少ないとも見られます。

なお、次の質問の住民の生活実感を把握しているかについてですが、現時点で住民アンケートなどの実態調査を行っていませんので、具体的に把握はしていません。

次に、2点目の低所得や生活困窮、貧困率の拡大などの主な要因はどこにあると考えるかについてであります。近年、社会経済環境の変化に伴い、生活困窮に至るリスクの高い人々や生活保護受給者が増大していることは全国的な流れとなっております。

1,000人当たりの生活保護率について、それぞれの最新数値は全国平均が16.9%、これは平成26年2月であります。県平均が25.9%、これは平成26年4月であるのに対し、当

町における生活保護率は6.3%、26年2月です。と、比較的低い水準を示しておりますが、その一方で平成19年度と比べると、2.2%増加しているという事実も留意するべきだと考えております。

困窮率の拡大の主な原因はさまざまですが、国の社会保障審議会で議論される課題の中で、当町としても注目したい点が2つあります。

1つ目は、貧困の連鎖です。

生活保護受給者の25%が幼少時に生活保護世帯で育ってきたというデータがあり、貧困の連鎖を防ぐことが今後重要になってくると思います。

2つ目は、社会的孤立の拡大です。

近年、核家族化や家族のつながりをなくした世帯が増加しており、低所得で本来は経済的支援の必要な方が、誰からの支援も受けられず、家族をつくることもできず、単身で老後を迎えるという社会からの孤立が悪循環となり、拡大しているものと考えます。

最後に、3点目のこれらを個々の問題とせず、社会全体の問題として捉え、町においても諸制度の積極的な活用・拡充が求められると考えるが、どうかについて答弁します。

冒頭申し上げましたように、生活困窮者などに対する問題は個々の問題だけでなく、社会経済環境の変化やさまざまな要因によるものと考えます。

町としては、生活保護、生活困窮支援について県の保健福祉環境事務所と連携をとりながら、事業を進めているところです。

今後も県との連携をさらに強めながら、来年度から始まる生活困窮自立支援制度を活用し、生活困窮の解消について取り組みたいと考えております。

以上であります。

○議長（長野 正明） 平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） ありがとうございます。

まず、1点目でございますが、私どもでも各自治体で市民アンケートを実施しております、生活実感の。今年度は小郡市で行いました。現在、久留米市でもお答えいただいているところでございます。大刀洗でも近いうちにこれ実施したいと思いますが、どこでも近隣の状況を見ておりますと、全国的にそうということで間違いないと思いますが、「生活が改善した」というのが現在5%未満でございます。約50%は「生活が悪くなった」との回答であります。残りの半分は「変わらない」ということで、「変わらない」か「悪くなった」がほぼ95%ということで、近隣の生活実感としては把握していただければいいと思います。

2つ目の全国的な問題について、生活困窮の実態について、今、貧困の連鎖とか孤立の拡大ということを分析されて、これは非常にそういう方面からはいい分析だと思うんですが、例えばそ

ういうものに対して、町として県との連携を図りながら、具体的に何かこういうところを手当てしていこうとか、そういう政策というのは何かございますでしょうか。

○議長（長野 正明） 川原健康福祉課長。

○健康福祉課長（川原 久明） 健康福祉課の川原でございます。

特に、町独自の今の取り組みというのは特には現在のところ、できておりません。

この中で、答弁の中で述べておりますように、北筑後の保健福祉環境事務所のほうが県の窓口になりますので、そちらのほうに困窮者の方をつなぐ窓口で相談に乗りながらつないでいくという形の相談業務が主な業務となっております。

以上です。

○議長（長野 正明） 平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） 私どもも毎月弁護士さんと一緒に生活相談開催いたしまして、生活困難の解決に当たっているところでございます。

久留米ではこれ毎週開催しております。最近私どもずっとやっているんですが、行政関係機関からも相談者の方が紹介されるなど、地域からも一定評価をいただいているのではないかと思っておりますが、この生活相談の中で特にこの二、三年ほど生活困窮の切実さが非常にせっぱ詰まってきたというのがやはり各議員の実感でございます。

筑後地域のある市では先日生活相談に中学生がお見えになった。きょう食べる御飯がないということで相談にお越しになったみたいなんですけど、そういう逼迫した事例が多く報告されているところでございます。

私どもの生活相談を見つけてそこにお越しになっていただいた方はまだいいんですけど、どこにも相談できていない潜在的な困窮者がこの二、三年の間に相当増加されているのではないかとこの実感がございます。

私どももそういう方の掘り起こしには頑張っておりますが、自治体においても今後こういった生活困窮の影響が、税の納付や健康あるいは先ほどの介護問題で顕在化してくると思うんですけど、そうした場合に現在ある諸制度を活用して早急にそういう方に対して手を打てるという行政システムの構築なり、自覚的な認識、個の行政であるということを行政全体の意思統一として構築を図っていただきたいと思うんですけど、その辺いかがですか。

○議長（長野 正明） 川原健康福祉課長。

○健康福祉課長（川原 久明） 生活困窮者の町の取り組みについてですけれども、まずは早期発見、把握ということが大事であろうと思っております。

例えば、地域の民生委員さんであるとかに相談があったりとか、地域包括ケアセンターのほうに連絡があって、対応するとか、さまざまな方がそういう生活困窮者なり困っている方をサポー

トしていく体制が必要であろうと思っています。そういう情報を連携してサポートしていくということは、今、町の中では取り組みとしてはできていると思っております。一層、その連携をより深めていくというか、あるいは地域のほうで民生委員さんが集まって、そういう生活困窮者に限らず、1人の高齢者世帯とかをサポートしていく体制、そういう方が生活困窮に陥らないような体制というか、そういう連携した取り組みが必要だろうというふうに思っております。

以上です。

○議長（長野 正明） 平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） 先ほどの質問でも述べましたけれど、高齢者、介護事業の分野でも、省庁間の縦割りが細かく存在して、これとこの事業、同時にやれば効果があるのにそれが分かれてて同じところでやれないと、そこをどう、やはり横の連携を新しい制度の中でつくっていくか、そこに人を配置ができるのかというのがやっぱり今度の自治体の才覚が問われていくものと思われます。

最後に、全体としてまとめますが、最近、自由主義型の自己責任論や自助論が蔓延して、社会保障を否定するような乱暴な論理が振りまかれていますが、こうした議論に断じて乗ってはなりません。

また、行政も住民も隣のことにすら余裕がなく構えない、連携も取れない、不寛容な社会に変容しつつあるのではないかという危惧があります。

ある自治体では、隣の自治体が生活困窮者の方を全部うちの市に押しつけてくるというような、自治体間の責任の押しつけ合いのような、相談者を押しつけていますので。

○議長（長野 正明） はい、時間が来ました。

○議員（4番 平山 賢治） こうしたものがないよう、健康で文化的な生活を営めるよう強く要望して質問を終わります。

○議長（長野 正明） これで平山議員の一般質問を終わります。

---

○議長（長野 正明） 以上で本日の議事は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後2時56分

---